

第92回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成27年2月24日（火）

開議 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	銀三	4番	新温泉町	高橋	邦夫
5番	豊岡市	浅田	徹	6番	豊岡市	井垣	文博
7番	豊岡市	井上	正治	8番	豊岡市	上田	伴子
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	次郎
11番	豊岡市	前野	文孝	12番	豊岡市	竹中	理
13番	豊岡市	椿野	仁司	14番	豊岡市	西田	真
15番	豊岡市	古池	信幸	16番	豊岡市	木谷	敏勝

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第3号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
- 第3 第4号議案 平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
第5号議案 平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
(以上2件、一括上程、説明)
- 第4 議案ごとに質疑・討論・表決
- 第5 請願の取下げについて

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第3号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
 - 6番 井 垣 文 博 議員
 - 10番 中 井 次 郎 議員
 - 15番 古 池 信 幸 議員
 - 2番 谷 口 眞 治 議員
 - 3番 西 村 銀 三 議員
4. 議案（第4号議案～第5号議案）
 - 一括上程
 - 管理者提案説明
 - 議案ごとの説明
5. 議案ごとに質疑、討論、表決
6. 請願の取下げについて
7. 閉会宣言
8. 議長あいさつ
9. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（木谷敏勝） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（木谷敏勝） 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に新施設における募集予定人員、採用スケジュール表を配付いたしておりますので、ご清
覧願います。

次に、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

13番椿野仁司議員。

○議会運営委員会委員長（椿野仁司） 13番、椿野。

おはようございます。本日の議事運営についてご報告をいたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告の
ありました議員から行います。質問通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議
事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複
を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、
適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、本日当局より追加提出されました第4号議案及び第5号議案を上程し、管理者の
提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。説明終了後、各議案の質疑、討論、表
決を行います。

続いて、請願第1号の取り下げについて諮った後、今期定例会を閉会することといたしてありま
す。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第3号議案（北但行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例
制定について外2件）

○議長（木谷敏勝） 日程第2、第1号議案ないし第3号議案北但行政事務組合行政手続条例の一部を
改正する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 おはようございます。6番、井垣文博でございます。

2月もはや残り少なくなり、平成27年度、新年度が間近となってまいりました。27年度は長年の
懸案でありました北但ごみ処理施設が完成し稼働を始め、今後20年にわたる施設運営がスタートし
ます。北但ごみ処理施設がどのような形で完成し、どのような形で運営がスタートするのか。その

重要な節目の年であります。循環型社会のモデルとなることを目指したこの施設が無事完成し、その期待を担って動き出すことを心から願うものです。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

まず1つ目の質問は、従業員採用計画についてであります。

施設の完成が当初計画より4カ月おくれたことにより、これまで示されていた採用計画が変更されています。本日、新施設における雇用人員、採用スケジュールが配付されましたが、採用計画はどのような内容になったのか改めてお聞きいたします。

次に、この計画に基づいて採用への手続が進められるわけですが、地元住民の関心は非常に高いものがございます。そのため、これらの情報が十分に住民の皆さんに届く必要があります。市民への周知をいつどのような方法で行うのか、具体的にお聞きいたします。

また、1市2町で現在稼働しているごみ処理施設の従業員の新施設への雇用につきましては、全従業員の意向を確認して対応するとお聞きしていましたが、その対応状況はどのようになっているかお聞きいたします。

2つ目の質問は、工事現場の施設見学についてであります。

新年度予算で見学会実施の予算が計上されています。施設見学会を実施してほしいという請願が出されており、市民の皆さんに施設ができ上がる過程を見ていただくことは非常に有意義なものです。しかしながら、この計画は1市2町全域の住民を対象にした見学会だとお聞きしています。先ほど申しましたようにこのことはとても有意義ですが、私はまず地元森本区、坊岡区の皆さんの施設見学を優先して実施すべきではないかと感じています。それは地元の皆さんの施設見学は1市2町全域の皆さんの施設見学とは少し異なる意味を持った見学であると思うからであります。ごみ処理施設が完成したとき、地元住民がどのような思いでその施設を受け入れるのか、それは非常に重要なテーマであります。自分たちの地域にごみ処理の迷惑施設ができたという思いで迎えられるのか、それとも先祖から受け継いできた大切な土地を提供し、その上にできた施設を愛着を持って迎えてもらえるのか。この1年は、非常に重要な1年であります。愛着を持って迎えてほしい、また愛着を持って迎えたい、これが双方の心の底の本音ではないかと思えます。

そこで、この思いが実現するために大切なことは、私はこの1年で地元の人たちの心に自分たちもこの施設の建設に参画している、この施設の建設にかかわっているという、そういう意識を持ってもらえるかどうかにかかわっているように思います。

毎月一度、地元の役員さんに工事の進捗状況などの情報提供をされているとお聞きしています。この取り組みも非常に大切であります。それとあわせて、私は随時地元の皆さんに建設現場で施設ができ上がる過程を見てもらうことが大切だと思っています。施設ができ上がっていく過程を何度も見ることによって、住民の心の中に施設建設に自分たちも参画している、かかわっているという意識が芽生えてくるのではと思います。そうなれば施設への愛着や連帯感が生まれ、施設ができ上がったときに自分たちも参画してでき上がった施設だという愛着と誇りを持った施設として迎えられることにつながってくるのではと思います。そのような意味から、地元住民を対象とした施設見

学をどのように計画をするのか、そのお考えをお聞きいたします。

最後の質問は、環境学習と地域交流の実現についてであります。

改めて言うまでもなく、当施設は循環型社会のモデルとなることを目指した施設であります。その理念に沿ってごみ処理が行われ、また焼却排ガスから熱回収を行ってごみ発電や焼却灰やばいじんを再資源化するなど、環境負荷の低い施設ともなっています。あわせて、当施設はごみを通じて資源と環境の大切さを学ぶ場であり、周辺環境を保全、再生し、自然との共存、共生を学びながら地域交流を行う拠点施設でもあります。この理念をいかに情報発信していくかも大きな役割であります。施設が無事完成し順調に稼働を始めて以降、これらの取り組みが大変重要なものとなるとうことは言うまでもありません。

そこで、お聞きします。この理念実現のためにどのような施設整備と周辺環境整備がなされているのか、その内容についてお聞きします。

次に、その理念実現のために当事務組合や運営会社にどのような体制がつけられ、取り組みが進められていくのか、そのお考えをお聞きいたします。

また、環境学習や地域交流を実践していくための具体的計画、プログラムはこれから検討されることかと思いますが、どのようなプログラムが考えられるのか。そのコンセプトは何なのか。また、それらはどこが企画し実施していくことになるのか、そのお考えをお聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、環境学習と地域交流の実現についてお答えをいたします。

ごみ処理施設の整備に当たりまして、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みについて検討するために、施設や自然環境の学識経験者や地元の方々等による広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会を平成21年度に設置いたしました。23年の3月に、周辺整備計画も盛り込んだ報告書をまとめていただいたところです。この中には、地元区の要望も踏まえまして委員会から6つのゾーンに分け、それぞれのテーマに基づき一体的に整備することが望ましいとの提言がございまして、それをもとに整備を進めることにいたしております。

6つのゾーンのうち、今回の施設建設工事の中では環境学習と地域交流の場として拠点施設ゾーンと利用・体験の森ゾーンを整備します。

具体的な整備計画は、拠点施設ゾーンにある西側湿地について山の恵みビオトープとして活用し、生物の生息、繁殖環境を創出し、自然の豊かさを学べる場として生き物が生息できる池、池の観察デッキ等を整備いたします。東側湿地につきましては、里の恵みビオトープとして体験学習の拠点となる作業小屋の整備や里山環境や景観要素として、また体験学習のための棚田や畑、炭焼き窯を整備いたします。それぞれのビオトープと山頂を結ぶルートを散策、自然観察等の自然体験ができる散策路として整備します。

環境学習拠点である管理棟内に里山学習コーナーを設け、かつての循環型ライフスタイルやごみ

分別、ごみ減量における生活の知恵を紹介するとともに、地域交流の場として活用いただく計画と
しています。

また、管理棟屋上には太陽光パネル25キロワットを整備し、自然エネルギーの利用、省エネ技術
の理解と関心を高めます。

さらに、大会議室には大型モニター・音響設備を整備し、北但の自然環境、ごみ処理最前線等の
コンテンツを盛り込んだ映像により、ごみと自然環境を同時に体感、学習できるオリエンテーショ
ンを行うなどを検討しているところです。

ごみ処理施設でございますので、ごみに関するものを学んでいただくということがまず基本にあ
り、その上で地球環境問題の2大テーマ、すなわち地球温暖化対策と生物多様性の保全、この両方
を学んでいただく場としてこの地を活用していきたい、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、現施設での従業員の方の雇用についてと、環境学習と地域交流の
実現についての体制の整備、あるいは具体的なプログラムについてお答えをさせていただきたいと
いうふうに思います。

まず、現従業員の新施設への雇用ですが、構成市町の人事担当者へ既存施設の職員の皆さんに対
して新施設での雇用の意向確認をお願いをしまして、またタクマグループには、働きたい意向があ
り条件として合意が得られる場合には、組合から雇用の申し出をすることを既に伝えております。
2月初めに希望される方の履歴書を頂戴いたしまして、タクマグループへその意向や情報を実は提
供いたしております。今後におきましては、その希望された方について面接をタクマグループで行
われまして、双方において雇用の条件等を話し合いが持たれまして、合意が得られれば採用に至る
というような段取りになっております。

次に、環境学習と地域交流の実現についてということで、理念実現のための体制の整備というこ
とをお尋ねいただきました。

周辺整備の管理、環境学習、啓発活動等の開催及び説明については、組合が中心となって行いま
す。小学生や一般来場者の見学及び土曜日、日曜日、祝日の見学者については、事業者のほうにも
ご協力をいただいて対応したいというふうに考えております。また、見学者にはアンケート等を行
いまして、時代に合いましたプログラムが更新できますように組合、事業者で協力して行っていき
たいというふうに考えております。

イベント開催等に対する支援体制ですが、事業者によりイベント運営の準備期から移行期にかけ
て運営体制の立ち上げ、人材発掘、地域住民の技術向上等の支援が行えるよう体制を構築してい
ただくようお願いをしております。

また、イベント内容については、企画運営に豊富な実績を有する専門家の意見や提案を取り入れ
ながら協議を行っているところでございます。

施設の管理区分につきましては、ビオトープ等の周辺整備の管理は組合が行いまして、管理棟内

における啓発機能設備については事業者が行うこととなります。また、イベントの指導者等については具体的には今後の検討課題と考えておりますけれども、例えばさまざまなたくみのわざをお持ちの方に有償ボランティアとしてご協力いただける方の募集等を行ってはどうかというふうなことを検討をいたしております。

では、その実践のための具体的なプログラムについてお尋ねをいただきました。

先ほど管理者より答弁のありました施設整備につきましては、今後組合が実施するイベント等を想定をしまして事業者から提案がありました内容について協議をして、整備を決めてきたという経過がございます。

具体的なプログラムとして提案のありましたのは、一例ですけれども、例えばタケノコ掘りと春の植物観察、森にすむ動物を観察しよう、田植え体験、稲刈り体験、森を味わうということでドンダリの苗木づくり、間伐体験と巣箱づくり、炭焼きをしよう！飾り炭をつくろう、落ち葉を集めて焼き芋をつくろう。一例ですけれども、さまざまな提案がありました。

今後、各年度において、予算等もございますのでそれらを考慮して具体的なイベント内容、プログラムを決定してまいります。

また、組合が実施する環境教育イベントにつきましては、事業者より企画、運営の支援をいただくというふうなことになっておりますので、そのようにしてやっていきたいというふうにご検討しております。私からは以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、採用計画についてお答えをいたします。

現時点での採用計画についてお尋ねをいただきました。

ご指摘のように、新施設の完成が4カ月延びることでタクマグループでは採用計画のうち募集、それから採用の時期が再検討されました。募集・採用計画につきましては資料提出させていただいておりますが、採用計画は大きく3つのグループに分かれております。

1つ目の監督職候補6名は、27年5月から募集を開始し8月から随時採用。それから2つ目の運転員、整備員16名の方は、27年11月から募集を開始し28年2月から随時採用と、それぞれ4カ月延びることとなりました。3つ目の受け入れ員、リサイクル作業員の37名の方は、当初計画と変わらず27年10月からの募集が開始され、28年1月から随時採用と1カ月延びる採用計画となっております。

続きまして、住民への周知の時期、方法についてお尋ねをいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、一番手に始まります監督職候補の6名の候補が27年5月に変わったことから、まずは森本住民、坊岡住民へ全戸配布をしております本年1月発行のかわら版でお知らせをいたしました。また、タクマグループからは今後の構成市町民の方からの問い合わせへの対応といたしまして、情報の窓口となりますハローワークに募集の協力依頼と時期を含めました採用計画の情報提供をしていると聞いております。

求人票に記載されます賃金、就労時間、加入保険などの雇用条件がタクマグループからハローワ

ークへ提供されるタイミングにもよりますが、組合では構成市町の皆様方へこの3月発行予定の「ほくたん便り」を皮切りとしまして組合のホームページ、出前講座、構成市町広報紙において情報発信をしていくことを計画いたしております。

なお、タクマグループでは今後の応募の状況によりまして新聞広告等の募集を検討することとなっております。私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） それでは、私からは工事現場の見学会については、地元である森本区、坊岡区の地元住民がまず第一ではないかという質問がありましたので、それについてお答えいたします。

平成28年度の供用が近づいたことから、先月末に坊岡区へ、また今月初には森本区へ出向き地元検討委員会の皆さんとさまざまな項目について意見交換をさせていただく機会を持ちました。その際に、地元区からは特に現場見学会に対して現場見学会をしてほしいとの要望をお聞きしましたが、進入道路・敷地造成工事の際と同様に月間の工程表をお届けすることを約束し、既にその対応を始めたところです。

今後におきまして両区より見学会の要請を受けた場合には、可能な限り速やかに対応したいというふうを考えております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、採用計画でございますが、先ほど説明をしていただきました。59名の方のそれぞれの時期等をご説明をいただきましたが、この従業員の方々の正規職員であるか非正規職員であるか。それらを先ほどの資料に基づいて職種ごとにご説明をいただけたらと思います。

○議長（木谷敏勝） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） お配りした資料の募集予定人員の表をごらんいただきたいと思います。

上から、監督職候補6名いらっしゃいますが、正職員は全員の6名です。それから運転員、整備員は16名いらっしゃいますが、クリーンセンター運転員の12名と日勤勤務整備員の3名、合計15名が正職員の方でございます。それからクリーンセンターの受け入れ員、作業員につきましては、中ほどにあります中央監視員と手選別員のお1人ずつが正職員、ここで2名でございます。ここは59名となっておりますが、このほかに運営総括責任者のお1人がいらっしゃいますので、上から6名、運転員のほうで15名、それからセンター受け入れ員で2名、それから責任者で1名、合計が24名の正規職員を採用する計画となっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 もう一度確認させていただきます。監督候補6名が正規、それからその下のクリーンセンターの運転員12名と日勤整備員とおっしゃいましたか、正規。そして、重機運転員は非正規。中央監視員と手選別の中の1人が正規。それで24名と、そういうことでございますか。

その中で、資格が必要な職種の方はございますでしょうか。もしあれば、どんな資格が必要なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 例えばどういう資格がなければいけないかというのをちょっと手元に資料はございませんけども、募集の際にはそれらも考慮して募集されるというふうに聞いておりますけども、仮にそれがない場合には本部から派遣をして当面その有資格者で対応して、そういう資格取得について養成をしていくというふうなことをお聞きしております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 また後で結構ですので、例えばクレーンなんかを動かすときにその資格が要るのかどうかという、多分そういう部分があるのかなというふうに思いますので、後ほどで結構ですからまた教えていただけたらなというふうに思います。

それと、もう一つは年齢制限とか男女別とか、そういったものはございますでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、タクマグループからの定年制についてお聞きしているのは60歳定年というふうなことで、その後も継続的な雇用というのもあり得るというふうなことも聞いておりますけど、とりあえず定年は60歳だというふうなことを聞いておりますので、それを一つの目安として採用計画をなされるというふうなことですし、男女については特に聞いておりませんが、施設の中に男女別の例えばトイレとか浴室であるとかそういうふうなことも整備しておりますので、当然男女の別なく雇用するというふうなことで計画はなされております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 60歳定年というのは、多分この正規の方をおっしゃっているんじゃないかなというふうに思いますが、ほかの直接搬入の受け入れの作業員でありますとか手選別員、いわゆる非正規というんですか、そういった方々も60歳定年の中で採用される、そういうことでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） タクマグループとしましては、60人の中には実は障害者雇用ということで6人の方がその中に含まれているということですし、私どものほうは20年間の運営委託契約をしておりますので、できれば継続的に長く働いていただきたいということがありますので、ある程度60歳というのをこだわられるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 その採用計画の中で最後にもう1点教えていただきたいんですが、これまでの説明の中で直接搬入作業員でありますとか受け入れ作業員は1名分の仕事を2名でワークシェアするという説明を聞いておりますが、この方々は具体的にはどんな勤務形態になるのでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） とりあえず今考えられておりますのは、8人必要なことを16人採用してワークシェアリングするというふうな形でありましたり、例えば休みの日にその方を来ていただいて繁

忙期等の対応をしていただくとか、そんなことも含めて採用いただくということで、それぞれの方の事情があるかと思しますので、例えば曜日ごとにワークシェアするという、あるいは午前中、午後というふうな形式もあると思いますけども、その応募された方々の事情もお聞きしながら決められるというふうなことであろうというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 次に、施設見学会のことについてお聞きをさせていただきます。

地元からそんなに見学に対しての意見が出てませんというお話でございましたが、本当にそうなのかなという気が若干しております。地元の人たちから施設を見せてほしいというお声は私も直接聞いておりますし、施設の場所が高い場所にありますので、地域の人たちにとりましては今工事がどんなふうになってるかという部分が非常にわかりにくいというよりも、まずわからない。そこでどんな工事が行われているかというのは、毎日の生活をされてる地域の人たちにとっては全然わからないという部分があるんで、私は地元の皆さんの思いとしては施設を見たいという思いが多分あるのではないのかなという気がしておりますので、その辺はこれから地元の方々との話し合いの中でその辺の意向は十分把握をしていただけたらというふうに思っております。

それで先ほども施設見学によって愛着が生まれてくるというような話もさせていただきましたが、施設に対する愛着というのは工事現場の見学だけでは生まれるものではないというふうに思っております。職員の皆さんでありますとか工事現場の作業員の方、それから私たち議員も含めて全ての関係者の人たちが地元の人たちとこの1年間、いろんなかかわりの中から、そのかかわりの仕方から、地元の人たちの施設に対する愛着というのが生まれてくるというふうに思っております。私は、この認識を全ての関係者が共有する必要があるというふうに思っております。そういう意味でも、職員の方でありますとか現場の作業員の方にこういった認識を周知徹底してほしいというふうに思っておりますが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 澤田課長のほうから第1回目の答弁をさせていただきましたけども、井垣議員がおっしゃるとおり28年運転開始になりますと組合は森本区、坊岡区の一員として中に入れていただくということになりますので、お互いの意思疎通は重要だということで、先ほど答弁の中でも申し上げましたように地元検討委員会の皆さんと膝を突き合わせていろんな話について話し合いを持ったということでございます。

これからも議員おっしゃるように村の中に入って行って、一緒になってこの一員となれるべく組合としては努力していきたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 ぜひそういう認識のもとで職務に当たっていただきたいというふうに思っております。

次に環境学習、地域交流の件でございますが、先ほど管理者から広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会からのお話も聞かせていただきました。先日、この実施計画、実施設計の概要を説明をいただいたんですが、ここに上がっている実施設計のこの内容といいますのは、地元の皆さんの意見

を聞かれた上でこの設計がなされているのか。あるいはこの設計をつくった上で具体的にどういふふうにやっていくかというのを、どういふふうに整備していくかというのをこれから地元の人たちに聞きながら整備をしていくということなのか。それはどちらでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、この事業を進めるに当たりまして森本区、坊岡区からの要望事項である計画について取りまとめました地域振興計画というものがありますけれども、その中身につきまして、施設周辺整備事業あるいは木谷溪谷森林公園整備事業、環境学習施設整備事業というふうなものが掲載をされております。

先ほど管理者から答弁がありました広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会という委員会ですけれども、その委員会に森本区、坊岡区から1名ずつ委員として参画をいただいております。したがって、施設のコンセプトである部分についても参画をいただいております。ご意見をいただいたということですし、その提案のありました内容あるいは今後の整備の状況についても検討委員会のほうにご報告を申し上げて、こういう内容で進めるというふうなこともお知らせをしているというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 先ほどから出ておりますように、平成23年の3月に出示されました広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会、この報告書の中にこの啓発機能の整備に当たり単に箱物をつくって終わるのではなく、この施設が未来に向けた情報発信基地となり、人が集まり、自然と環境について学ぶことができるよう整備する必要がある、このようにうたわれております。要は、こういうふうには自然環境の整備をしましてよ、施設の中にこういった会議室でありますとか体験できる、勉強できる施設をつくりましたよ。それだけではなくして、むしろその後どのように活用していくかというのが大事だということがここでも言われているというふうな思われます。そういう意味では、この環境学習、地域交流、こういう形で施設整備あるいは周辺環境整備は整備されますが、その後どのように活用していくかというのがこれからは非常に重要になってくる。繰り返しになりますが、そういうふうな思っております。

そうした中で、一つの提案でございますが、豊岡には修学旅行生など豊岡で環境の取り組みを学ぶ人たちのフィールドの一つとしてこの施設、そしてその周辺整備をそのフィールドの中に取り入れるということも一つの大きなプランではないのかなというふうな思っております。

コウノトリ文化館のほうから資料を少しいただいたんですけど、その資料を見ますと、但馬外の小学校とか中学校、あるいは高校、大学の方々が63校ほど見えております。それらも含めて、視察ということで年間200を超える団体が見えてて、6,000人ぐらいの方々が環境学習という形で多くの方々が豊岡に訪れておられます。その方々の環境学習の中にぜひこれらの施設もそのフィールドの中、プログラムの中に取り入れていただくということ。そしてそれが竹野川や竹野海岸のジオパークのほうにもつながっていくということになりましたら、私は豊岡に環境学習に来られる方々の新たな人の流れみたいなものもつくり出していくことになるのではないのかな。そのように思ってお

りますが、そのあたりについてはどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 例えばそういうような修学旅行あるいは多人数で訪れていただくということに対してこの施設が対応できるかといえば、若干視察という意味では可能だと思いますが、体験学習ということになるとなかなか難しいものがあるのではないかなというふうに思います。

現在、先ほど申し上げましたイベント的に行うものについては、一応今の計画では30人程度を募集人員としてやってみるもののほうがどうかというふうな提案をいただいております。それに伴う指導者であったりとか職員の手だて、並びに予算とかいうものがついてまいりますので、まずはそういうもので実施をしていき、可能であれば輪を広げていくというふうなことで、当面はそれぐらいの規模でやっていきながら、順次拡大する可能性も見出しながらやっていくというふうなことで、ろうというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 何もたくさんの団体、たくさんというんか、100人も200人もの団体を一遍に受け入れること、そういうことを言うてるんではございません。さまざまな環境学習に来られる。まさにそれは豊岡市の大きな売りの一つでもございます。その人たちのフィールドの中にこの施設もぜひ入れていただきたい。それはただ単に環境学習ということじゃなくって、山陰海岸ジオパークとかそういう観光の面にもつながっていくということもございますので、そのあたりの検討も、あるいは対応もぜひお願いをしたいというふうに思っております。

そのほかにも、自然学校でありますとかトライアルでありますとか、あるいは1市2町のこれまでの取り組みなんかとドッキングをさせていただくことが必要なのかなというふうに思っております。

そしてやはり予算とかの関係もございまして、人の配置も厳しいという部分もあろうかと思いますが、人の配置でありますとかあるいは組合だけの人の配置ではなくして、運営会社のほうの人の配置も私はぜひ必要なのかなというふうに思っております。この事業者が決定するときの提案の中に、このタクマグループのほうの提案の中にはそういった事業に対応するための人の配置も検討するということが項目として上がっております。A社、B社、2社応募があった中のタクマグループのほうのこの自然環境等に対する対応の中で、人の配置も検討しますという部分もありますので、そういった意味では大いに運営会社のほうも積極的にこの事業の中に参画をしていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

その中で、先ほどの説明にもあったのかなというふうに思いますが、専門家の意見も聞きながら今後の運営等を実施をしていくというお話も聞きました。学識経験者に参画をしていただいたのその運営のための協議会的なものというものは何か考えられておりますでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、具体的にはアクション等は起こしておりませんが、その広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会の中には地元の方で自然環境に関しての学識者も参画をしていただい

てご検討いただいたということもございますので、そういう方々に改めてご意見も聞きながら、運営についてご協力をいただくというふうなことも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 井垣文博議員。

○井垣文博議員 専門家の意見とか協力というのがぜひ必要でございますので、そのあたり積極的に学識経験者、専門家の意見を取り入れていただくようお願いをしたいというふうに思います。

ここまで述べてきましたが、施設ができて稼働が始まればこれでおしまいということではなく、循環型社会のモデルとなるという施設の担っている理念を実現するためにはむしろこれからの取り組みが重要であるという認識を持って、施設運営に当たっていただくことをお願いいたします。

また、きょうは質問しませんでしたでしたが、地域振興計画の確実な推進のためにさらなるご尽力をお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木谷敏勝） 以上で井垣文博議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は10時55分。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 中井次郎でございます。3点にわたって質問させていただきます。

2月4日に説明がされました施設周辺整備計画についてお尋ねをいたします。

先ほどの議員からは2つのゾーン、拠点施設ゾーン、それから利用・体験の森ゾーンと、この2つについては質問がございました。したがって、私はあとの4つのゾーンについてお尋ねをしたいと思います。

第1が進入路・修景ゾーン、水辺活用ゾーン、谷筋の景観形成ゾーン、それから保全再生の森ゾーンと、こういうことについて、これの今期の整備には入ってないと、これらについては。管理者のお答えでした。これについての整備についてはいつから行われる予定なんでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それと、こういった整備にかかわるいわゆる経費、これは先ほどの2つのゾーンの質問にも出なかったわけですが、それについては一体幾らを予定しておられるのか。概算で結構ですので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それと、先ほども出ましたけども人的な対応はどこがやっていくのか。この4つのゾーンについての見解をお聞かせを願いたいと思います。

それから、次に施設建設場所についてお尋ねをいたします。

今さらながらというお声がするかもわかりませんが、先日、私は広域ごみ・汚泥処理施設の候補地選定委員会の報告書を読ませていただきました。前の候補地、上郷を断念したのが平成19年7月であります。そして平成20年4月、第11回の選定委員会において森本・坊岡を最適地として選定し、管理者に報告をされているわけであります。今回の土砂崩壊による大量の残土を見るとき、

選考委員会ではこの地質の状況についてどのように判断をなさったのか、その点についてお尋ねをいたします。

次に、第3点目のごみの全量受け入れについてであります。

このごみ焼却炉の試運転については、環境省のごみ処理施設の性能に関する指針で規定がございます。試運転については、連続運転式ごみ焼却炉施設の実証試験は延べ試験運転時間100日間以上、このうち連続試験運転時間は30日以上の実績を有することと規定しております。

こういった中で、昨年10月6日の第90回北但行政事務組合議会における管理者挨拶、説明では、平成28年3月末の完成は困難な状況となっている。そういった中で、その対応として施工期間に5カ月間の試運転が含まれていることから、施工方法を工夫することにより平成28年3月末の完成は困難としても、試運転期間を利用した平成28年4月からのごみ全量受け入れも可能となりますと、こういった説明でございました。施工方法にどんな工夫をされるのか、その点をお尋ねいたします。

これをもって第1回の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 建設場所の選定についてお答えをさせていただきます。

候補地選定委員会によって現在の場所が最適地だという報告を受け、それを採用したものでございますが、どこが適地であるかというのはさまざまな要素の総合判断になります。非常に広いエリアからごみが集まってまいりますので、その収集運搬効率が適切なものであること、効率的であること。このことをまず基本に置きまして、いわばごみの収集運搬効率が最もいい場所というのが豊岡市の福田交差点ということになりました。そこからおおむね15キロ以内というもので候補地の選定のエリアといたしております。

立地条件、それから工事条件あるいは社会的な条件、こういったもの総合的な判断がなされたところです。つまり、幹線道路からどのくらい遠いのか近いのかといったようなこと、それから面積要件が得られるかどうか、それから工事をやる上で進入路、敷地の工事がどの程度難易度が高いのか低いのか。そういったことの総合評価に加えて、上郷のときの反省といたしまして要は受け入れてもらわなければ何もならない。したがって、その地域がどのような理解度を示しておられるのか。こういったことも踏まえた上で、最終的に現在の森本・坊岡地区を選定したものです。

お尋ねの点は、地質についてはどうかというご質問でございました。

除外条件を10項目上げておりまして、そこに当たるものについてはそもそも除外をしていくということになります。例えば現に居住されている住宅がある場所、それから水道取水源に隣接した場所、活断層が存在する箇所、傾斜角30度以上の地形の箇所、あるいは地すべり危険箇所に指定されている箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている箇所、宅地造成工事規制区域に指定されている箇所等々10項目の除外の基準を上げて、そこに当たらないものについて総合判断をした、こういったこととなります。

その他につきましては、担当からお答えさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうから、ビオトープの必要性ということで先ほどさきの議員で申し上げました拠点施設ゾーン、利用・体験の森ゾーン以外のことについての内容の説明ですけども、これにつきましては先ほどからご説明申し上げておりますように23年3月に整備検討委員会からの報告書に基づいて要求水準をつくり、業者からの提案等を含めて今回の計画についてはつくっているわけですけども、その残された部分で、まず進入路・修景ゾーンについては進入道路の景観ということを中心に置いて沿道の修景を行うというゾーンということで、その道路沿線の修景です。具体的に何をするかといいますと、進入道路の法線自体が一部土地地権者のご理解がいただけなかったことから山側に押しやったということがありますので、山側にのり枠等のコンクリート構造物でせざるを得なかったということもありますけども、今できることといえば川側、木谷川周辺の植樹をして緑化をしていくというふうなことができるのではないかなというふうに思っております。

それと、あと水辺活用ゾーンということで、木谷川を流域とした親水空間をつくらうというふうなことの提言でございます。これについては、当初段階では実はこの事業に理解されてなかったということで用地取得が困難な場所がありましたけども、その後、さきの予算でもお認めいただきましたけども、理解をいただきましてその用地が確保できましたことから、今後最終的にその親水空間自体をどのようにつくっていくかというのは検討してまいりたいというふうに思っております。

あと谷筋の景観形成ゾーンというのは、谷が幾つかありますので、そのあり方についてどうやっていくのかということを含めていきたいというふうなこと。

あと保全・再生の森ゾーンというのは、これは具体的には今里山の手が入っていないゾーンになりますので、そういう荒廃した森林を再生するゾーンということで、この地域については実は間伐を行ったりする体験をして、その間伐材を利用して木工製作をするというふうなこと、あるいはほだ木をとってシイタケ栽培するとか、そういうふうなことでやっていくということで考えております。

具体的にいつやるかということはまだ、そのイベント等の実施を考えながらこれらについて手をつけたいというふうに思っております。

それに伴いまして、今の拠点施設ゾーンあるいは利用・体験の森ゾーンを含めてその事業費についてですけども、今の今回整備する2つについては既に今回の発注工事の中に含まれておりますけども、この工事の施工に当たりましては事業者がこれから協力業者に対して工事を発注することになりますのでその契約に支障がございますので、それらを考慮しましてお答えを差し控えさせていただきますというふうに思っております。

なお、今後の残った整備については、その整備年次においてそれぞれ議会へ予算を計上させていただいてお認めをいただくというスタイルで、27年度については予定をいたしておりません。

それと、ごみ全量受け入れについての試運転期間は不必要かと。28年4月からの試運転期間を利用してのごみ全量受け入れは可能ですかというお問い合わせです。

まず、環境省の性能指針に関するをおっしゃっておられたわけですけども、実は若干誤解が

あると思います。ごみ処理施設性能指針につきましては、これは実現場でそういうことをやりなさいということではなくって、こういう交付金の条件ということになるんですけども、こういうことが実証施設あるいは実施設でクリアできてるものについて交付金の対象となりますというふうなことで、一番当初にできましたのは平成10年10月にこの指針というのがつくられたわけですけども、その当時、ガス化溶融炉を含めて新技術が出てまいりました。これが本当に実用施設として使えるかどうかというのは、その実証試験をやった上でないと採用はできませんよというふうな条件が課せられたためにそういうものがつくられたということですので、その後いろんなまた新しい新技術ができてますけども、そういうふうなものを改正されて現在に至ってるということです。

今回のストーカ式焼却炉については、もう既にその実績というのは、この間も説明会の中でタクマグループにご質問された方がございましたけども300事例があるというふうなことで、そのことは十分に満足しているということでございます。

4月からの試運転について、これは必ず試運転として施設が安全に能力を発揮できることを確認するために必要不可欠な行為で、やらせていただきます。

新施設のクリーンセンターでの試運転の工程の予定につきましては、平成28年2月にまず受電をいたしまして、機器の単体調整、乾燥炊きを行って4月から受け入れたごみを用いて負荷運転と性能を確認するための試験を行う予定にしております。

クリーンセンターの試運転、通常でありますとごみを多く入れて高負荷、71トンの規模が2炉になるわけですけども、それを71トン入れて処理をするというふうな高負荷運転は通常はその処理にお金がかかりますので通常は行いませんけども、今回は事業者の協力を得ることができましたので、ごみを全量受け入れて試運転をするということになりました。

リサイクルセンターのほうですけども、これについては2月に受電をいたしまして機器の単体調整、2月下旬より実際のごみを投入したラインごとの運転調整を行い、性能を確認をして4月からごみの全量を受け入れる予定というふうなことでございます。

クリーンセンターについては、負荷運転調整等の期間では調整を行いながらやっていきますので、そういう状態になったとしても排ガスの法規制値については遵守いたします。仮に試運転中であっても排ガス濃度が法規制値を上回った場合には一時運転を停止して、原因を排除した後に運転を再開するなどの安全性に配慮した運転を行っていただくように要請をしております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 局長、ビオトープの人的対応について。

局長どうぞ、引き続き。

○事務局長（谷 敏明） 人的対応については、さきの議員に申し上げましたとおりだと思いますので省略させていただきます。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 このビオトープ、6つのゾーンについては、ということはこれからまだおやりになる計画も、あとの4つのゾーンについてもこれから計画をしていくんだということになるんでしょう

か。

それと、これ一つはこの主体はやっぱり北但行政事務組合が主体となってやりますよと、この4つのゾーンのことでですね。2つのゾーンの中にも、確かに事務組合が主体となってやりますという部分はありましたけども、4つの部分についてはそういうことでやっていきたいと。その維持管理費については、まだはっきりとしたものはわからない。その都度その都度提案をして、了解を得た上でやっていきたいというのが、そういうお話でありました。

そういう中で、特にこの周辺整備の報告書の中でこの4つのゾーンが特に気をつけなアカンということで、この場所に来れば四季を通して自然に触れることができ、環境学習や人々の交流拠点となるよう場づくりを行うこととするが、木谷川や竹野川流域に生息しないような樹木を移植、移入することは本来の自然を壊すことになるため、そこにある自然に配慮した景観づくりとすること。こういう規定をしてるわけですから、当然こういうことにきちっとした認識を持っておられる方たちが当然そういう事業の主体になるのだらうという思いですけども、その点はどうでしょうか。特に先ほど専門家のこの参加というお話もありましたけども、そういうことについてはどんな認識をされているのでしょうか。

それから、次に総合評価で場所をお決めになる。これはこれで……。

○議長（木谷敏勝） 一問一答で。

○中井次郎議員 そうですか、申しわけありません。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、残りの4つのゾーンという中で基本的にお金が多少かかるのではないかなという思いであるのは、水辺活用ゾーンの親水空間をどうつくっていくかにかかると思うんですね。あとの部分についてはさほど大きなお金はかからないというふうに思っておりますけども、ここら辺も今後それぞれ構成市町の財政状況等、あるいは北但ごみ処理施設の運営の経営自体の動向を見きわめながらやっていくということでございます。あくまでも主体は北但行政事務組合がやらせていただきます。

それと、この中に提案がありましたそういう外来種を入れないという考え方ですけども、施設整備、建設工事の中、進入道路の工事の中でものり面を吹きつける工事を実は発注しておりますけども、これも本来であれば外来種の種の入ったものをのり面側に吹きつけるというのが一般的にはやられております。しかしながら、今回の工事につきましてはこういう提言もございましたので、その場で伐採をした木をチップ化をしていって、その吹きつけをして、種を入れなくてその周囲から飛んできた種が自生をしていくという考え方のもとで吹きつけを行ったということですので、そういう考え方に基づいて今後も事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 わかりました。

では、次の件に移らせていただきます。場所の選定の問題について、総合評価、そういう中で

も地域の理解度というお話でございましたけども、今回の大量の土砂、いわゆる進入道路の崩壊、いわゆる崩れるという点を見るときに、一体私はこういった点が土質の問題について選定委員会の中でどういう扱いを受けてたかなと思うわけでありまして。

そういう中で、昨年の2月定例会で支出についての質問がございまして、谷事務局長自身は今回の崩壊の問題について現場の状況を上げながら、但馬のどの場所でもこのようなことが起こり得る、こう答弁をされているわけです。実際にこういう中でも選定委員会の平成20年の1月28日、第5回の委員会で絞り込んだ5カ所の現地確認の報告についてという文書がございまして。その中では、委員がこれは現地を見て報告をされてるわけで、森本・坊岡、地形的には問題はない。それから下宮、地形、地質的な問題はなく、奈佐路、河岸、段丘の発達、それから岩盤まで未硬結な粘土層が分布し、場合によっては大規模な基礎工事が必要。口小野、袴狭、地形、地質的には優良である。花崗岩の基盤であるということを言ってるわけでありまして。こういったことについて、私はどこにその予定地を持ってくれば賛成だとかそういうお話ではありません。そもそも広域でごみを処理することにはもともと考え方では反対でありますけども、もしこの時点で持ってくるとしたら地質的にやっぱり優良であった口小野、袴狭と。これが一つの一番有力候補になるのかなという思いがしてるんですけども、その点はどのように考えられたんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 最終的に森本・坊岡が選定されたわけですけども、その選定過程の中で今おっしゃいました口小野、袴狭という地区が一番いいんじゃないかというふうな中井議員のご指摘でありますけども、先ほど管理者からのご答弁させていただきましたけども、最適な候補地を選ぶのに地質構造あるいは土質だけを見て決めたということではございません。総合的に判断をして、最適地であるところを決めたということです。

ちなみに、口小野、袴狭というところにつきましては、まず用地の中に断固として反対という方の存在がおられるというお話を聞きました。その結果、造成工事において造成面と必ず2.6ヘクタール、3ヘクタール程度の用地が要るわけですので、洪水調整池というものが必ず要るようになるわけですけども、その設置の場所が離れた場所に設置をせざるを得ないというふうな維持管理上の困難性というものも説明を検討の中に入れてまいりました。

それと、一つには農耕者の方で、農業をされてる方で酒米をつくっておられる方がたくさんおられるわけですけども、その方の中から風評被害というふうな話の中で地元としてなかなかここにという話には難しくなってきたというお話も耳に入ってまいりました。そういうふうなことから、地質的には森本・坊岡よりもよかったかもわかりませんが、それらを踏まえた上で検討委員会としては総合的に判断をされて、森本・坊岡が最適地というふうな決定をされたということだろうというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 市有地もあるということで、その口小野、それから袴狭には市の土地があるということも書いてあるわけで、実際に福田からはアクセスは遠いけども問題なくそこにあれできるだけ

うと。その後、要は集落挙げての反対が起こったということでしょうか。この点では、森本・坊岡も相当な厳しい批判や反対があったように思うんですけども、そこら辺のとはどういう判断をなさったのでしょうか。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 事務局長が答弁いたしましたけれども、選定の段階で明らかに反対だという声があるかないか。このことは非常に重要でありまして、森本・坊岡の反対運動というのは、というかもむしろ坊岡の側の反対運動がその後起きておりますので、今まさにどこを選びますかねという段階でのことを今事務局長は申し上げているという、こういうふうにご理解賜りたいというふうに思います。

それから、その袴狭のあたりのことでも、あの時点であった条件で見るとベストであったかもしれませんが、工事をやったらどうなるかというのはわからない。それはもう土をさわる工事のほう、これは宿命でありますので、後づけの議論でもって議論するというのは適切ではないというふうに思います。

それと、仮にあの出石の地域で選んでいるとすると、新温泉、香美町からはさらに遠くなります。そうしますと、例えば1台の車で運べたものが2台車をやらないと、例えば買わないと運ぶことはできないであるとか、あるいは今の森本・坊岡であれば1日3往復できるところが例えば2往復しかできないとか、そういった経済的な条件も大きく影響してまいります。そうしますと、その運搬についての費用というものがかえってかさんでしまう。そういったことも重要でございますので、先ほど申し上げましたように総合的な評価でもって今の森本・坊岡について選定した、こういうふうにご理解賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 今の管理者のお話では、私は全体を通じて見ておりますと、やはり豊岡を中心にその施設の場所を選んでは。これが大体私の見方でありまして。そういう中で、新温泉などというのは人口的にもごみの量も少ないので、決してそういうコンパスではかって、いわゆる距離的に一緒だとか大体この程度だということではないように思っているんです。やっぱり豊岡のほうがごみの量は多いわけですし、人口も多いわけです。どうしてもそっちのほうが中心になるというのはこれはわかるんですけども、現実には私は見る限り福田というような場所を選んで、なぜそこが中心なのかというのがどうしても理解を得ることができないんです、その点では。やっぱりそういったことについても、少しお話をさせていただきたいと思いますね。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 誤解をしていただきたくないんですけども、豊岡市はごみ処理施設をあの場所にしたいと選んだわけではありません。中井議員のところはうちはいいよとおっしゃるのであれば、ひょっとしたらそれはそれでよかったかもしれません。要はこの1市2町でもって単独でごみ処理施設をつくと費用が非常に大きくなってしまって、そして市民も町民もごみ処理にできるだけお金をかけたくない。だから別々ではなくて一緒にしよう。その中でも、最も効率的な場所に設

置する必要がある。それはごみ処理の運搬について広域でやればやるほど運搬費用は高くなりますから、どこに設置をすると運搬費用を抑えることができるのか。それも大きな要素になります。

要は、1市2町のこのエリアの中のごみの比重の中心がどこにあるかを選んだ。それは報告書をお読みにいただければ恐らくおわかりになるだろうと思いますけれども、ここにごみがあって、そしてこのごみが例えば10トンである。こちらのほうに50トンのごみがある。そうすると中心はどこになるかという、当然50トンのものを運ぶのと10トン運ぶ距離と、その中でどこがその中心になるか。単に直線距離の真ん中がどこかではなくって、ごみの重さも入れた上での中心がどこになるかを考えると、それは福田交差点になる。したがって、純理論的にはそこが最も効率的な場所である。しかし、そのままにどんぴしゃの場所にごみ処理施設をつくる場所はございませんので、そこから一定の幅を見た中で場所を選んでいった、こういった経緯であることをご理解賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 この程度にしておきます。時間が、ほかのこともお聞きしたいので。

そういう中で、2月4日の開会の定例会で、管理者は説明の中で施設整備運営事業の建設工事において新たに1億8,576万円の増額が必要だと、そういう形で述べておられるわけでありまして。そして、工期も約4カ月おくれとなります。どんどんこれ事業費が一体どこまでふえていくのか。各市町の負担もふえるわけで、大変厳しい状況だと思います。説明会では、4日のタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体から予期せぬ急激な労務費、工事費高騰が見られるということで、新たに要は建設費のプラスということも来てるわけで、それとそういう説明会の中で特に建物、敷地の地盤が沈下しないのか。こういった一つは事業全体に対する費用がどんどんどんどんふえていく。こういうことについても、私は土量変化率の掛け間違い、こういったこともあって3万5,000立米新たな土砂の発生があったわけで、こういった問題についてははっきりした責任問題を含めて検証もせず、結局は始めた事業だからどんなにかかっても進めていくべきだという形にしか見えないわけで、こういったことについてはどのような見解を持っておられるのでしょうか。土量変化率なるものについては、やっぱりどなたかが掛け間違えたというのが事実だと私は思っています。

こういった中、当然どういう責任も業者なら業者なのか、それとも行政なら行政なのか。こういったこともなしで、このまま事業がどんどん進んで費用もふえていく。こういったことをやはり一番恐れるわけで、そういった問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 掛け間違いではありません。土の中というのは誰も事前にわかりませんので、ある程度の蓋然性で何本かボーリングもし、もともとあるいろんな情報をもとに一定の蓋然性のもとでその作業を進めていって、しかし実際に土をめぐってみると当初予定しなかった、考えてなかったのが出てくるというのはこれは通常あります。恐らく中井議員の町のところでも、土木工事ではそういったことは普通にあることだろうというふうに思います。計算間違いではないということについては、ご理解いただきたいと思います。

実際起きたときに誰にも責任がない。つまり神様のように土の中の状況を全て事前に見るということはこれは不可能でありますから、したがって誰にも責任がない場合にそのことの起きた費用を誰が見るべきなのか。そのことは契約なり民法の中に書かれていて、このことは業者の責めに負わすことではありませんので、発注者の側においてその分の費用負担を見る、こういうことじゃないかと思います。

ちなみに、北近畿豊岡自動車道が八鹿氷ノ山インターまでのオープンがおくれましたけれども、これも当初の見込みとは違って土砂の崩壊が起きてきた。そういうことによってトンネル工事がおくれてくる。こういったことは普通にあることですので、誰かの責任ということではなく、起きたことについてしかるべき費用をそれぞれが事前に定めたルールに基づいて負うという、こういうことではないかと思います。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 これも私自身、先ほど谷事務局長の答弁を説明しましたが、現場は5メートル先では違う断層があつて、違う地質構造になっているというふうな場面も多く見られます。したがって、これら幾ら調査し解析をしたとしても、全てその結果をもとに掘っていけば違う可能性が十分にあり得るということですので。ある程度の想定をした上で心構えをする中で工事をしていて、その状況を見て工法を検討、対応していくということがベストだというふうに考えております。これはこれで理屈が通つとるんです。

しかしながら、こういつてきちっと慎重に対応しながら、なおかつ土量変化率なるもので要は土量が新たにふえたということですから、一体こういうことがあり得るものなのかどうなのか。当然、土量というのは現場で一体その都度その都度、この程度のものがやっぱりふえてますよということが報告されてしかるべきだと思うんですけど、3万5,000立米までふえるまで、これは3万5,000立米の中には当然崩壊した土砂もあるわけですけども、一体こういったことが何のこれは仕方がないことだと、あり得ることだというお話で済ますんでしょうか。

先ほど、いわゆる場所をどこにするかの中で、それこそ選定委員会の中では口小野なりそういったところの場所については地質については最良だ、良好だというようなお話が報告もあったわけで、但馬全体がそんな方向じゃないと思うんです。余りにもちょっと私は無責任過ぎるのじゃないかなと。それによって費用がどんどんどんどんふえていく、際限なく。そういったことが当たり前でしようかということ言ってるんですけど、どうでしょう、その点は。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 前にもご答弁させていただいたと思いますけども、今回の工事の総土量というのは約28万立方メートルという大土工です。かつて経験したことのないような大きな工事になります。通常、こういうふうな工事、土工収支をプラス・マイナスで合わせてゼロにするというのは大概どこの工事でもやられてる考え方です。通常こういう大土工でやられるのは、どこか一つ調整盤というものを設けて、そういう変化に対して調整する。宅造でありますとその1区画だけを自由に上下できるような盤をつくっておいて、それ以外のものは設計どおりに仕上げといて、そこを調

整をしていくというやり方が一般的にはやられております。

今回、私どものほうの2.6ヘクタールをつくる造成工事におきましては、そのような用地を確保するということができませんでしたので、そういう調整代の分を持つことはできませんでした。

最初からそしたらきちっとはかっておいてやればいいじゃないかというふうなことをご指摘されていますけども、途中段階でなかなかその最終的にそういう残土が発生するというのはわかりにくいということで、一般的には私どものほうも県のほうの工事にお聞きしたりして研究させていただきましたけども、やはり8割方以上工事が進まなかったらそういうふうな現象は把握することが困難だというふうなことです。今回についてもそういうことでやむを得なかったということですし、その後においては今後の対処の仕方についてはコストを意識しながらできるように対応していくということがベストであったということでございます。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 谷事務局長、8割がそうすると工事が終わらなかったら現場監理というのはやってないということなんですか。8割以降からが現場監理ですか。そうなりますよ、あなたの答弁だったら。その都度その都度、あなたが先ほど私が読み上げた会議録のように、現場がきちっと把握していろんな土質があったりだとかかたい石だとかいろんなものがあるわけです。その土量の変化率というのは、現場の方はよく知ってはるはず。だったらね、そういったことがなぜ、いや、これだけ崩れたからこれだけあれしましたよとか、なぜそんなことに気がつかなかったのか。だったら現場監理って何ですか、それだったら。何をすることになるわけですか。基礎の部分、段階について山を切って基礎つくる段階については、やっぱり土量じゃないですか、一番大事なことは。それをなくして現場監理ってありませんよ。やっぱりそういったところをきちっと答弁してほしいですね。曖昧模糊としたような話しして、これからどんどんそんなことが通用するんだったら、8割方工事が進まなかったらもうはっきり言ったら現場での監理というのはあり得ないというんだったら、その部分全部お金削るべきですよ、そういうことだったら。極端な話ですけどね。どうなんですか、もう一回答えてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私の言っておりますのは、土工収支が最後どういうふうにおさまるかというのが土工量の8割方終わらなかったら最終的な収支が見通しがとれないというふうなことを申し上げてることです。その現場監理といいますのは、転圧をどういうふうにするであるとか構造物はどういうふうな基準内につくっていくとか、そういうのは日々監理をしてるわけですけども、今申し上げているのは、土工収支が最終的にどうなるかというのは土工量のそういう進捗状況が8割ぐらいにならなかったらわかりにくいというふうに申し上げたことでございます。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 そうしますと具体的に聞きますけども、3万5,000立米のうちその土量変化率で、いわゆるそれによって量が何ぼですか、その点は。変わったのは。その点ぐらいは答えてください。

○議長（木谷敏勝） 答弁。

○事務局長（谷 敏明） 若干通告に外れてるというふうに思いますけどもお答えをさせていただきますと、まず今話題になっております土量変化率、これはそれぞれこうだったということは結論的にはわからないわけですが、私ども推測しておりますのが土量変化率での乖離が約2万2,000立米程度あったのではないかと。それと、地盤改良によるセメント系の改良材を加えることによって約2,000立米程度あったのではないかとということと、あと現実として測量した結果が3万5,000立方メートルという量がありましたので、考えられるのは数量計算をする際には20メートルごとに測点を設けて数量計算をやります。それが通常のやり方ですけども、これを図面を用いてさらに詳細に切っていくと、その起伏が激しいものですからそこによる影響が約1万1,000立米あるのではないかとということで、合わせて3万5,000立米の残土が発生したのではないかとというふうに推察しております。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひ理解不可能なような形でのやっぱり公費の持ち出しなり事業費の増大というのはこれは本当に大変困るわけで、どんどんどんどんやっぱりそういったものがふえていく。地方財政も極めて厳しいですからね、やっぱりその点はぜひきちっとした対応をしていただきたいと思いません。

もう1点、その試運転の問題なんですけども、全量受け入れ、いわゆる業者の理解を得た上でというような答弁があったように思うんですけども、要は試運転というのは曝気式の試運転といったらそういうもんなんだと。300事例あって、もう既にいろいろと経験をしてるから、当然新たに実証試験といっても試運転といっても業者の理解があればできるというような解釈でええんでしょうか。そうじゃなくて、いやいや、ならしから先ほど火入れをしてとかそういうのもありましたけども、要は中具管理者の挨拶の中では施工方法を工夫してということが書いてあるものですから、一体どういう施工方法を工夫されるのかなと。一時、豊岡にでも置いといて、処理場に、ぼちぼちぼちち持って燃やすなりそれなりをいうのかなというような自分としては想像を働かせとったんですけども、そういった点はどうでしょうか。何か試運転期間というのはあってもなくてもいいような捉え方しか今の状況ではできないんですけども、その点はどうですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず施工方法を工夫してということですけども、その点につきましては、当初事業者のほうでこの建設の施工順序を順番を追って施工するというやり方で考えられていたけども、それでいきますと4月1日にそういう試運転を行うようなことはできなかったということで、その施工方法というのが例えば同時並行して工事がやれるように土どめを打って、同時並行できるような施工に変更をしてやるということにして、4月1日に試運転ができるようになったということで、そういうふうなことで管理者のほうからご挨拶の中で申し上げたということでございます。

どうも環境省のほうが出しておりますそのごみ処理施設性能指針の解釈、先ほど答弁で申し上げましたですけども、そもそもこの交付金に充てようと思えばこの指針に満足するような施設でなか

つたらだめだということなんですけども、それはガス化溶融炉を例に出しましたけども、新しい技術で処理をしても実用機となってそれがうまく稼働するかどうかかわからないので、それは自前の実証施設を持って一遍やって、その結果を踏まえた、それで満足するような性能が出るのであれば補助金交付要件になりますよというふうな基準でございます。

したがって、今回採用しているストーカ式という処理方式については、タクマグループにおいてはもう過去に300事例もあって、もう既にそういうふうなこの性能指針で求められているような性能を発揮しておりますので、このことに対しては該当はしないということですし、我々の性能試験というのは排ガスの濃度が自主基準以下であったりとか、その燃やすごみ量がきちっと要求水準に満足する性能を出せるのか。そういうふうなものを試運転の中で確認をするというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 性能指針のあれで、いろいろと排ガスだとかそういうのもありますけども、もう一回、ダイオキシンの関係だけちょっと。本当にそれが出てくるかどうかというのは、これは数値としては結構なお金がかかるし、期間を置いてというような説明でございましたけども、その点はどう考えておられますか。それをいわゆる周知徹底をする。今の焼却炉ではこうなってますと。その点はどうか。それだけお聞かせください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、議員がおっしゃるとおりにダイオキシンを正式に分析するには時間がかかりますので、当然それは物理的に時間がかかってしまいますのでいたし方ないことですので、それは入り口付近に表示板をつくって表示をするというのは最新データを表示をさせていただきますけども、時間経過が必要だということはもうこれは測定の試験に対してかかるわけですのでやむを得ないことだというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 中井次郎議員。

○中井次郎議員 以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

次は、15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それでは、質問させていただきます。

まず、最初の空気、水への影響というところからいきます。

建設に着手した新ごみ処理施設は幾つの特徴を持っています。そのうちの幾つかについて端的に確認をし、質問させていただきます。

環境をこれ以上悪くすることはできません。空気への影響についてお尋ねします。

59メートルの煙突から出る排気ガスの温度は何度から何度で設計しておりますか、お尋ねします。

国の基準で定めている排気ガスに含まれる項目について、自主基準を設けております。この基準は国の基準よりも厳しいものですが、達成できるのか。どのような技術があるから達成できるという裏づけについてお尋ねいたします。

また、偏西風などによりユーラシア大陸から大気が移動してきますが、特に中国で発生する大気汚染は深刻な状況であります。粒子の大きさで名前がつけられておりますが、PM2.5などの物質はごみ処理施設から出る汚染物質と結びつきやすいという性質を持っていると言われており、大変心配しております。これらの物質が大切な竹野の森林や田畑、河川、民家へ降ってくると考えますが、この影響についてはどういう考えを持っておられますか、お尋ねします。

また、その対策についてはどのような方策をお考えになっているのか、これについても答弁をお願いします。

次は水への影響であります。

処理施設のすぐそばには木谷川が流れております。木谷川の水を農業に使っております。農業にとって、水のよしあしは死活問題であります。木谷川は竹野川へ注ぎ、竹野の集落をゆっくりと流れ、本年夏に完成する新竹野橋の下を流れ日本海に注ぎます。また、途中には鬼神谷に竹野の水道施設があります。またその後、美しい沿岸の日本海に流れるわけでありますから、日本海沿岸の水質に大きな影響を与えるのではないかと心配をしておりますが、これらの水への影響についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

ごみ処理については私も長年かかわってまいりましたが、学習の連続でした。城崎の処理場は全量焼却方式でした。豊岡の岩井の施設も同じ方式でしたが、分別して使えるものは再利用するという考え方が入ってきておりました。次にできる新施設はほぼ現在の考え方を受け継ぎながら、範囲を香美町、新温泉町へと大幅に拡大するものとなっております。すなわち広域大型全量焼却施設であります。議会で何度も取り上げ、仲間や学者とともに学習した新しい環境に優しく経費も全量焼却方式よりもすぐれている技術と、住民と協力でなし遂げることができる具体的な例も提案してまいりました。既に大分県の日田市、福岡県の大木町など実際に運転を始めて10年近くたっており、市民のごみは資源であるという認識が深まり、市民と行政が心を一つにごみの処理という日常的な大きな課題に自信を持って取り組んでおられるということに、我々も学ばなければならないということを感じておられ、そういうことを訴えてまいりました。

21世紀は環境の時代ということで、世界的な規模で地球温暖化防止のために何ができるのか、何をしなければならないのか、真剣な協議が行われております。

このような中で、オーストラリアでは国の法律でごみの焼却を禁止しております。これらの動きのもとには、環境への悪影響、経費の増嵩など焼却処分の限界、逆に言うと燃やさない方式の研究と実践が優位性を持っていると私は思っておりますが、この点についての答弁をお願いいたします。

次に、著作物ということで私たちが行った資料要求に対しては、黒塗りの紙面の多くの範囲がそういう状態になったものが提出されました。設計図上、どの部分が著作物であるので非公開にされていたのか。それを全て示していただきたい。

次に、去年は非公開、それからことしになっては公開されたわけではありますが、どういう理由で何がそうさせたのか、その理由をお尋ねいたします。

4番目はスライド協議について、協議を始めることについての国、県の方針が示され、それに沿

って作業が始められていると認識しております。根拠となった物価の指数、賃金上昇の状況、人材の不足の状況、但馬地域の状況について詳しく説明をお願いいたします。

また、上昇する賃金が直接労働者に渡るそういう仕組みはどのようになっているのか。これについても答弁をお願いいたします。

次に、資源化へ取り組む助成について、大変大切な課題であろうかとは思いますが。北但行政事務組合の仕事ではない、市町の仕事であるとの認識のようでもありますけれども、再利用、再資源化、分別作業など中心的拠点施設となるのは北但行政が建設する新施設ではありませんか。その利用の仕方、その他経費の問題など継続的にさらに資源化を促進するために北但行政の方針が大切であると私は思っておりますが、これについての答弁をお願いいたします。

残りは次にいたします。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の15番、古池議員の質問に対し答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、燃やさない処理についてお答えをいたします。

議員から、オーストラリアで燃やすことの焼却の禁止というルールができたというご披露がございましたけれども、他方で例えばごみ処理の先進地と言われていましたドイツあるいはイギリス等のヨーロッパでは、むしろ焼却の方式がふえてきています。日本の企業がその焼却炉の建設について受注機会を得るといことがふえてきているということは、議員にもお伝えしたことがございます。

その上で、もちろん議員がお触れになりましたような日本のいろんなトライアルについては敬意を表したいと思いますが、それでもなおかつ幾つか申し上げたいというふうに思います。

議員は燃やさないとおっしゃいましたけれども、正確にはごみを直接には燃やさないということにすぎません。議員のお触れになりました方式というのは、ごみを微生物で分解をしてメタンを取り出し、そのメタンをエネルギーとして使うということですが、メタンはこれは必ず燃やさなければなりません。というのは、二酸化炭素に比べますと20倍以上の温室効果がございまして、これは必ず燃やさなければいけない。ヨーロッパで焼却方式がふえてきたという理由の一つは、それまで埋め立てだったところ、そこからメタンが発生をして地球温暖化をさらに進めてしまう、そのことへの対策ということでございました。したがって、必ず燃やさなければいけない。

メタンの化学式を見ていただいたらわかりますが、 CH_4 です。1つの炭素に水素が4つくっついていて。これを燃やすというのは酸素と結合させるということでありまして、1つの二酸化炭素とそれから水ができる。こういう化学式になります。したがって、1つのメタンから必ず1つの二酸化炭素が発生してまいります。したがって、直接燃やすかそれとも間接的に燃やすかの違いという

のは、結果的には全て二酸化炭素として地球に放出される、こういうことになります。この点については、ぜひ科学的な事実としてご理解を賜りたいというふうに思います。

さらに、この議員がお触れになっております方式というのは、そこから例えば液肥が出てくると農地に還元するというのでシステムが成り立っております。これは農業が健全にあるということが前提になっておりますので、将来農業に何か異変があったときには実はシステム全体が壊れてしまいかねないそういった危険を持っております。また、確実に分別がなされることが前提でありますので、確実にその市民が分別をする。一人残らず分別をする。そういった社会システムをきちっと維持していかなければいけない。そのための膨大なエネルギーが伴うということも、私たちは見逃してはならないと思います。したがって、ここでもし乱れることがあれば、この点でもこのシステムはうまくいかない。

したがいまして、議員のお触れになっております方式というのはすぐれた方式だとは思いますが、実は社会的な安定性を著しく欠くといえましょうか、危険性を持った方式でございますので、私たちの地域としては採用するのはいかがかと、このように考えているところです。

しかも今、北但行政事務組合が進めております方式では非常に効率のいい発電機を導入することになっておりまして、これまでも再三お話したところでありますけれども、竹野町内の一般家庭のおよそ3倍に当たる4,800世帯の消費電力に相当する発電が見込まれる。これは豊岡市の山宮に設置しました1メガのソーラー発電所の19個分に相当する、非常にすぐれたいわばごみ発電所と言ってもいいかというふうに思います。その意味では、私たちが今進めております方式も熱利用あるいは再生可能エネルギーの利用という面でも非常にすぐれた方式である、このように考えているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、スライド協議についてお答えをさせていただきます。

まず、北但ごみ処理施設・整備運営事業施設建設工事の契約書の第25条の第6項には、インフレスライドについての記載がまずあります。インフレスライド条項の適用につきましては、平成26年1月30日付で国土交通省から都道府県知事宛てに適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い及び人材確保等を促進するため、インフレスライド条項の適切な運用に努めることを盛り込んだ通知が出されています。

また、環境省においても、平成26年5月8日付で都道府県環境担当部局に対してスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切に対応するよう通知が出されております。

このような中で、事業者からインフレスライド条項を適用した請負代金額の変更にかかわる申し出があったことを受けまして、現在設計施工監理を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社とともに事務手続の確認等を行っております。

今後につきましては、具体的なインフレ率等を示す資料が事業者から提出されてから請負代金額変更にかかわる協議を開始する予定でございます。

お尋ねにありました物価上昇率につきましては、平成26年2月から適用されました公共工事設計労務単価は25年度当初単価と比べますと全国平均で7.1%の上昇、また平成27年2月から適用されました公共工事設計労務単価は、26年度当初単価に比べると全国平均で4.2%上昇しております。

次に、上昇賃金が直接労働者に渡る仕組みはどうするのかということをお尋ねいただきました。

技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化が若年労働者の確保に大きな支障になっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまでの持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要とされております。また、建設業法第19条の3では、不当に低い請負代金の禁止について規定されております。これらのことを踏まえまして、組合ではスライド条項の適用に当たっては元請業者でありますタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体と下請業者との契約にスライド条項の適用についての記載があるかを確認させていただきます。

また、仮にスライド適用され変更契約された場合には、内容が適切に処理されるよう指導してまいりたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、排気ガスによる環境への影響について答弁させていただきます。

まず、排気ガスの温度はどのぐらいかということでしたけれども、新施設から出る排ガス温度は摂氏170度程度で大気中に放出します。

次に、排ガスの自主管理についてはどのような測定方法をとっているのかというお尋ねがありました。

排ガスについては、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物につきましては煙突出口付近で自動計測しており、先ほどの答弁にもありましたように進入道路の入り口にリアルタイムに出る電光掲示板により濃度表示をします。

そして、これらの排ガスが環境への影響についてどのように確認しているかということの問い合わせもありました。これにつきましては、まず法律で濃度の測定回数が定められております。まず、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物につきましては、第三者による分析ということで年6回法律で定められておりますけれども、今回の施設では年12回測定を行います。ダイオキシン類につきましては、同じく法律では年1回ですけれども年2回の測定を行い、このようにして常に排ガスの環境への監視を行います。

次に、もう一つ、排ガスから出る不純物とPM2.5が結合して環境へ影響を及ぼさないかということの答弁なんですけれども、新施設から出る排ガス中に含まれますばいじんの量は、大気汚染防止法に定められている基準よりさらに厳しい値を設定し、運転管理をします。ばいじんは浮遊粒子状物質とも言われ、燃焼で生じたすす、風で舞上がった土壌粒子、工場や建設現場で生じる粉じんのほか、燃焼による排ガスや石油からの揮発性成分が大気中で変質してできる粒子などから成り、環境基準法において大気中に浮遊する微粒子のうち粒子径が10マイクロメートル以下のものと定義

しています。

PM2.5は微小粒子状物質とも言われ、大気中に浮遊する微粒子のうち、粒子径がおおむね2.5マイクロメートル以下のものをいいます。

ちなみに、京都大学の研究調査によれば、焼却施設のダイオキシン類発生対策として導入が進められましたバグフィルターに関する微小粒子状物質の集じん効果率は99.9%以上であることが確認されており、ナノ粒子の個数濃度測定においても処理施設の排ガス中の平均粒子数は平均的な空気に比べましても同等か、それより低い結果と報告をされています。そのため、木谷川や竹野川の水質及び農業用水に影響を与えることはありません。以上です。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、著作物の件についてお答えさせていただきます。

黒塗りの部分の設計図上の表示につきましてお尋ねをいただきました。

公文書公開にも関連し、また昨年の議員説明会での資料回収の際にも関係してタクマの担当者が説明をいたしておりますが、自社の技術やノウハウ、また提案書の書き方一つをとってもノウハウを活用して作成されており、特に図面については当然のことながら技術の塊であり、これらが一般的に公開されてしまうこと、今後の入札において競争性の部分で不利益をこうむるということになるので、ご理解を賜りたいというふうな説明があったかと思えます。

また、部分的な開示につきましても、一文一文ごとに創造性の有無を判断して創造性のない部分は開示するというような取り扱いは不合理であり、そもそも困難な作業となります。そのため事前に入札参加者に対し開示を行う前に意見書を提出する機会を与えて、2グループからいずれも全面開示には同意しない旨の意思表示があったということで、このような処理をいたしているところでございます。

それから、2つ目の著作権につきまして、今回開示された理由についてお尋ねをいただきました。

昨年5月に開催しました議員説明会における資料については、その一部に事業者が秘密とする内容、いわゆる著作権に該当する内容が含まれており、事業者のほうからその回収について申し出がなされたところから回収をいたしております。

しかしながら、組合の情報公開の目的でもあります関係市町民への説明責任、また開かれた行政の推進の趣旨に鑑み、従来から事業者に対しましては可能な限り情報の提供についてお願いをしてくれているところであります。

今回の実施設計に係る説明会に際しましては、事業者に対しより強くお願いをいたした結果、事業者の理解が得られまして、このたびの資料については回収することなく配付をさせていただいた次第でございます。

それから、資源化促進助成制度についてお尋ねをいただきました。

当組合の役割は、広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びにこれらに関する事務を共同処理することです。このことは組合規約の第3条に規定されているところであります。

したがって、議員ご指摘のありました資源化促進助成制度につきましては、議員もおっしゃ

いましたけども、各構成市町の役割として個々の市町で取り組むべき事業であると認識いたしております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 ありがとうございます。

それでは、順序が変わりますが、著作物について今答弁がございました。図面がここにあるわけでありまして、最初は公開できない、非公開。それから資料の回収というふうなことで、もう一体どういうことだ、お金を払っているのはこの構成市町の町民、市民ではないか。その発注する代表として市長、町長はおられるわけでありまして、やっぱりその代表であるのは間違いないわけでありまして、やっぱり主人公は市民、町民であるというふうなことで、それを発注者が見れないというふうなことについては本当に驚きでありました。こういうことに遭遇したのも初めてであります。

そういうふうな現状の中で、最終的には公開されたわけでありまして、例えばこの公開された図面の9ページ、クリーンセンターのごみ・空気・排ガス・焼却灰・飛灰フローシートというのがありますが、この中で著作物としてタクマさんがこれは公開できないと当初言っておられたのはどこの部分であるかというのを全部示していただきたいという質問通告をいたしております。これへの答弁がなかったわけでありまして、この点はいかがですか。全部示してください。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時19分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 提案書はそもそも全体が著作物でありまして、その著作物についての公表をするかしないかというのは著作権者のまさに権利に属している。そのうち、公表しても構わないと思われる部分について昨年は公表がなされ、それ以外については黒塗りがなされた。

今回、黒塗りでなく出した部分というのは、私たちの側からの要請も受け入れてさらにぎりぎり精査をした上で著作権者において今回は構わないだろうと思ったものについて公表がなされた、そういうことでございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 当局の市民への情報公開の旨を受けとめられて、業者に交渉されたと。その結果、全面公開になったということについては評価いたします。けれども私の質問について答えていただきたいのは、それでは今全面公開されたけれども、その非公開とされた部分はどこでしたかと。タクマさんが持っている著作物というのは一体何なのだという事について聞きたいから質問を通告しております。だから図面上で、この部分はタクマさんの著作物として本来は非公開でいきかかったものだという事を言いたいところはどこでしたかというのを図面上で聞いておるわけです。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） お比べいただいたらわかると思います。なおかつ、それは著作物全体ではありません。なお残されたものは何かというと、それはお答えするわけにはまいりません。つまり著作権者が公表を禁じている、嫌がっているということでございます。

繰り返し申し上げますけれども、そもそも著作権違反というのは10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられるというそういう刑罰がなされている権利でございます、さらにそれに加えて損害賠償請求もなされる。したがって、議員がかねてからおっしゃっておられるのは、タクマが嫌がっていることに関して私たち仮にそれを無視してやったとすると、議員は公務員に対して違法行為を求めておられる。そのことについては、ぜひともご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 それは考え方が違うと思いますね。全面公開されたという、現時点では公開された。これは何月でしたか。2月4日にこれをもらったわけです、説明会の場でね。この中に図面があります、それぞれのリサイクルセンターを含めて全体の図面があるわけであります。だからこれについては公開してもいいと判断されたから公開され、我々の手元にも来ている。前回は、我々はその現場でスライドを見せてもらったけど一切手元には残らなかったわけで、比較できないわけです、はっきり言って。前回見せなかったけれども今回見せたということ自分で調べろとおっしゃるけど、前回のものが手元にはないから調べられない。今回初めて手元に来たから、一体その著作物というのは何か。今回、組合の要請によって公開されたということでもありますから、それは大変結構なことでありますので、では今おっしゃる著作物の違反になるということには僕は概念的にも当たらない。タクマさんが公開していいとおっしゃったわけですから、著作権法に違反する事案はどこにも見当たらない。公開されたわけですから。それを受けとめて、何が著作物でしたのかということを知るわけですからね。そこの解釈うんか判断が違うように思うんだけど、どうなんですか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） お手元にあるのは、もともと出されたものの概念図にしかすぎません。つまりタクマにおいてこのことが公表されたとしても、自分たちの著作権の侵害に当たるようなことにはならないだろうということで加工されたものだというふうにご理解を賜ればというふうに思います。

それから、先ほど来では本当の著作物部分は何なのかと言われると、それはお答えできないということになります。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 その加工されたというのもこれには書いてないから、著作物については加工いたして提出しておりますと書いてないです、どこにも。だから私自身は、もうこの説明会で示されたこの図面が加工どころかいわゆる実施設計というんですかね、そういう段階まで至ってかなり細かいところまでこういうふうな形になりますよと。これを図面であらわしましたというふうなものと、その成果物として見ておるわけでありますので、今の管理者の答弁は我々にはわからないことをそち

らで決めておられるか知らないけれども、僕はこれが住民の代表への説明である成果物であるという理解。成果物であるならば、その著作物というふうなことも公開に踏み切られたわけだから、当然載っているというふうには私は思って質問いたしております。これは著作権法の違反になるなんていうことはとんでもない解釈ではないかなと。そんなことには当たらないと思っておりますが、堂々めぐりしても何ですけれども、最終的にはどうなんですか。この質問でこれが著作物であったというふうなことを言うことが著作権法違反になるから言わないという立場なのか。いや、もう公開されたんで、部分としてはこの部分ですと。細かいことについてはこの場では言えないけれども、この部分が著作物だと。せめてその著作物として公開しなかった当初の問題の場所はどこであったのかというふうなことについては答弁していただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 当初の議員の要求は提案書そのものを出せということでありますので、それは全体として著作物であって、そしてタクマの側はその著作権ということを利用して公開したくないということでありましたので、それでもなお余り著作権侵害に当たらないような、実質的な害を与えないようなところについては残されたということになります。今回はその提案書そのものではなくって、要はシステムの概念図というようなことでございます。

問題なのは、例えばそのシステムのパーツ、パーツがどのくらいの距離で置かれているのかとか、具体的にどのように結ばれているのか。そこにその業者のいわば工夫があり、そして守られるべきノウハウがあるということでございますので、そういった部分は省かれているというふうにご理解を賜ればというふうに思います。

ですから、今回お手元に出したのはその提案書ではなくって、提案書の中においてなおかつお出しをしたとしても、自分たちの権利侵害、利益の侵害にならない部分について整理がなされてつくられたものだ、このようにご理解を賜ればと思います。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 今の答弁ではっきりしました。やっぱりそれではこれを渡すときにそういう前書きを、前書きといいますか、この説明会で渡された図面の限界というんですか、そういう限界を持った図面ですよというふうなことについては、我々は住民の代表ですから少なくとも言っていたかないと話がかみ合わない。全くの最初の前提が、管理者側と我々議会側とではまず手にしたものそのものへの認識が違うということ。こういうふうなことだと本当に議論がかみ合わなくて、質問もかみ合わないというふうなことになって大変甚だ遺憾な事態であろうかと思います。これは今後、議会運営委員会なんかでもやっぱり共通の土台での議論ができるように取り計らうように、ぜひそれは委員長のほうにおいても注意をしていただきたいなとは思いますが、いかがですか。と思います。でとめておきます。

○議長（木谷敏勝） 椿野仁司議員。

○議会運営委員会委員長（椿野仁司） そうおっしゃりたいこともわからないわけではないんですが、

ただ、当局側は今の著作権法ということで出せないというふうに言うておられる。こちら側は、古池さんは著作権法にひっかからないだろうと言うておられる。この議論は、私たちここで聞いてても一つも進展しないので、古池議員がおっしゃるその本当にひっかからないだろうと言われる根拠をきちっと固められて再度質問されないと意味がないというふうに思いますので、議長のほう、よろしく願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時30分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問を続行してください。

古池信幸議員。

○古池信幸議員 スライド協議についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、平成25年度、26年度、27年度とこの2年間にわたって物価の状況、それから人件費、それから資材の状況、それらについて今資料を求めているというふうなことでありますけれども、間もなく年度が終わります。これについては、業者側からはこのスライド条項に基づく適正な運用をしてほしいというふうなことも求められておるわけですが、年限はいつまでにせなあかんという、そういう規則はございませんか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在までに協議をして決まっておりますのは、もともとその適用する契約時の単価をいつにするのか。これ実はDBOで6月に投函していただきましたが実際の契約は25年の10月ということになっていきますけども、そこら辺の時期をどうするのかというところで、これは基本的には契約時がその単価の時期だということで両者合意を得ました。

それと、あとそしたらその協議開始としての基準日をいつにするのかということで、過日、2月20日に出来高を現在まで進捗しておるものほどこまでだというふうなことで確認をいたしましたので2月20日というのが基準日になっていって、それまでにできたものについては対象外、残工事については対象というようなことで進めてはどうかというふうな話をさせていただきました。

具体的には今後ですけども、さきの答弁にも申し上げましたように事業者のほうからどういう指数を使ってどういうやり方で申し出をしたいという協議の申し出がありますので、それについて双方の考え方を調整をしまして、最終的にはその方向性を見出した後に請求を受けまして、変更金額を決定していくというような段取りになろうかと思えます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 直近に基準日が決まったというふうなことから、なるだけ早く、今後の推移を見ながらにはなろうかと思えますが決めていただきたいと思えますが、労働者、従業員というんですか、働く人たちがこの協議に基づいて得られる、こっだけ上がったからこっだけもらえるところがふえたんだというふうなことが保障される仕組みというのは、これはどういう仕組みをつくられる

予定なんですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） その協力業者との契約が、いつどのようになされたかというのが問題だろうと思います。例えば協力業者との契約が近々にされた場合には、もう既に単価が上がった上で契約をなされているということも言えるでしょうし、いや、それは加味しないで契約したというようなこともあるかもしれません。そういう事情を確認をして、その単価自体が本当に設計単価と照合して適切なのかどうかというところ辺り判断基準の一つになろうかというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 それでいくと、なかなか協議が流動的というんですか、仕組みとして業者が人件費ではこういう高騰ぶりがあった、それから資材についてはこうだというふうなことについて、明確な数字を出すその根拠になるものが全体的な動向だと思うんですが、北但行政のこの仕事について、これからの推移についてのことが対象になろうかというふうなことになる、今決めておかないと、行き当たりばったりと言うと申しわけないですが、その決めるところに従業員の代表も参画して、協議の中でやっぱり従業員が当然こういう人件費の高騰について、我々もそういうことでの当然の受け取り部分があるはずだというふうなことになると思うと、やっぱり従業員の代表も入っていないとにくいんじゃないのかなと。業者と組合とだけとの協議では、なかなかその辺が不十分な協議の内容になるんじゃないのかなと。せっかくこういう国挙げて全体の動向を適正に執行すべきだというふうな号令がかかっておるわけですから、それについて働く方々の立場がきちっと約束の中で示されておるといふか、示されるというためには協議の中に入れていただくというようにことを私は考えておったんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 古池議員からおっしゃってございました労働者代表と我々との協議をするという場を設定するというような考えは持っておりません。あくまでも元請業者と協議をして、なおかつその協力業者に対してどのような契約がなされているかということを確認するということですし、それ以外の労働者の賃金へのそういうスライド適用の単価についての運用について指導していくという立場にあるというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 答弁でも指導されるというふうなことで、それはきちっとされるんだなと思っておったわけでありまして、やはり指導するにおいても協議の中に代表者が加わっていないと、そういう話があったとかなかったとかいうようなことが言えないと私は思うんですね。これは今の春闘の場合でもそうですが、やっぱり働く側の人も入った上でのいろんな決め方もやっておるわけでありまして、だからぜひ今後の協議が一番大事な協議になっていこうというふうに思っておるわけでありまして、その業者代表だけではなくて、やっぱり労働者の代表についても中に入れていただいて協議するというふうなこと、そのことであなたも出席した協議の段階でこういうふうになったんじゃないかと。組合が指導する場合にも、適正な運用をされて適正に取り分が保証されれば何も言うことは

ないんです。だけでもそうでないことが起こり得るようなことがよくあるものですから、この組合ではないと思うわけですが、指導する前提として話し合いの協議の中にいたかいなかったかというのは大変大事な件だと思いますが、一度検討されるお考えはないんでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 雇用されてる方というのは契約の当事者でそもそもありませんので、契約に関する協議に同席するということはまずあり得ない、このようにお考えください。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 そしたらその適正な運用、それから適正な指導、これを担保するには結局どういったことを見て自分たちが指導するのが適正だというふうに組合としては考えられるんですか。もともとなるものが何かちょっと希薄に思っておるんですけども。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） その担保するというんですか、その物価がスライド、インフレで上がってきたという根拠をそもそも事業者側から私どものほうに示してくださいという話をしていますから、当然その根拠の中に例えば労務賃金であったら今幾らだから、設計当初は幾らで見ておったけども、今後これぐらい払わなくちゃいけない、あるいはもう既に払っている。だからこの分の差額としてこんだけの指数として上がってきているんだというような主張をされるわけですので、そういう中から判断をしていくということになるかと思えます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 そしたら、適正な運用をされるように求めておきます。

あと環境への問題なんですけど、バグフィルターの性能が大変よくなったというふうなことで、ダイオキシンについても99.9%以上の除去が可能となっているというふうなことであります。その答弁なんですけれども、この図面上で見ると、先ほどの9ページですけれども、排気ガスのフローシート、このところの中段のところダイオキシンの除去塔というのがございます。このところなんですけれども、ダイオキシンが発生して、途中でも発生するわけですね。でも、ここを通すことによって除去されるというふうなことになるわけでありまして、このシステムなんです。これを簡単に説明していただきたいのは、まず空気が入ってきて、そしてその次に通るところが高圧蒸気だめというところですね。それから、排ガス再加熱器が2つ。それから、脱気器というところを通る。それから、ダイオキシン類の除去塔を通るというふうなことになるわけでありまして、こういうところで具体的にはどういうシステムなのか。ダイオキシンを除去するシステム、数値は出ましたですけども、どういうシステムがあって、どういう機能を果たすからダイオキシンが除去されるのかということについて、ちょっと技術的な問題なんですけれども、教えていただきたいと思えます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今ご出席の議員の中にはこの資料をお持ちでない方がたくさんおられると思えますけれども、今の答弁でPM2.5という話の中でダイオキシン対策として整備が導入を進められた

バグフィルターというのは、この中ほどにありますろ過式集じん機というのがバグフィルターのことでございます。したがって、本来であればここでダイオキシンをとっていくというようなこと、活性炭あるいは消石灰を加えて吹き込みまして、その中で吸着をさせてとっていくというやり方をしていますけれども、ここでは特に厳しい条件をつけておりますので、最終的にダイオキシン除去塔というところで再度通してダイオキシンをとっていくということで、大変厳しい条件を付しておるということでございます。そういうふうな答弁でよろしいでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 ということは、この中継地の上段の上のほうにあるろ過式集じん機、ここでもかなりとれるということなんですか。そしてそれを再度、今言いましたダイオキシン除去塔というふうなところでとるというようなことになるようではありますが、この装置そのものが例えば著作物というんですか、タクマ独特の技術が発揮されている、そう見るべきなのか。それはもう今、どこの業者でもそれを使っている安定した技術であるというふうなことになっておるのか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、ろ過式集じん機それからダイオキシン類の除去塔についてのご質問がありましたけれども、これについては当然それぞれのプラントメーカーが独自のノウハウを持って製作しております。そういった意味で、こういったろ過式集じん機とかダイオキシン類除去塔についての例えば詳細な図面を出してくれと言われるような場合は当然著作物に当たり、あくまでもこれはこういった排気ガスのフローですよということをお示ししておりますので、当然それぞれのメーカー、特にこの場合はタクマの著作物であるというふうにご考慮しております。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 わかりました。そういう点では、こういうところが著作物だということが一つわかってきたわけでありまして。

それで空気、水への影響はないんだというふうなお話でありましたけれども、ゼロではないというふうなことで、私は特にダイオキシンは厳しい公害物質でありますから、それが外に出ることについては困るわけでありまして。ほかにも物質がたくさんあるわけでありまして、そういう中でこの59メーターの煙突の中にもいろいろと対応する場所があるようでありまして。そういうところで、最終的には上段のほうで気温とか風速、それから風向、それからそういう出るものの内容、これらについて測定をしていくというふうなことになっておりますが、この測定値が掲示される、表示されるというふうなことについて、住民にとってこの測定値の表示が、そこに行けばわかるわけでありまして、正常な状態であるというんですか、予定された基準値以内の状態であるというふうなことについて、本当に広報というんですか、この施設は当局は安全だというふうなことをおっしゃっているわけですが、やっぱり基準を満たしているからいいんだということと、自然形態というか環境に対して安全だということとはまた別問題と私は考えておるんです。少なくともゼロにならない以上は安全と言い切ることはできないというふうなことを思っております、その表示の仕方なんです

ね。基準を満たしているという表示の仕方であるのか。環境への影響はないと言ったら大変厳しい言い方になりますが、環境への影響にはどの程度だというふうなことのそういう言い方になるのか。表示の仕方については、住民にとっては一番知りたいのは自分たちが住んでるところ、この辺は大丈夫かなというふうなことについて表示から読み取れることが必要ではないかと思うんです。その辺の表示の工夫はどのように考えておられますか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも排ガスの排出基準につきましては、大気汚染防止法で定められた環境基準に基づいて決められておりますので、それを超えて健康被害が出るんだというような話ではございません。

今回については、それをより厳しい基準をもって施設をつくるというタクマ側の提案でございますので、より安全な施設だということ言えると思います。幾らお金をかけてもいいということで、もうほとんどゼロに近い排出基準をもって整備するというのがいいのかどうかとこら辺を考えると、いや、我々としてはそうじゃないというふうに考えて今回の要求水準となったということでございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 表示の仕方ですか、市民への広報の仕方について数値だけなのか。お金の話をすると大変またややこしい問題になるかと思うんですが、その安全安心という観点からについての表示の仕方についてはどうなのかと聞いておりますが。

○議長（木谷敏勝） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 方法としては、今現在排出されている測定値は幾らです。もう一つは、比較対照として環境基準は幾らですという対照で出すほうが好ましいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 再度、確認いたしますが、こういう基準内であるということにとどめられた表示ということですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それ以外に表示をする方法がないと思います。例えばもう一つの方法として自主基準値ということもあるかも知れませんが、一番わかりやすいのは環境基準値であるというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 再資源化の問題で、北但行政がいろんな団体やら個人からの資源物の受け入れについて、あるいはリサイクルのリユース、リデュースとかそういうふうにして資源を大事に使おうという機運が高まっているのに、北但行政の受け入れ体制として資源化に協力をみんなできていくということをさらに促すためには、やっぱり組合自身の姿勢というんですか、これをきちっと広報するといいますか、示す必要があるのではないかと。そこにはお金の問題もついてくると思っておるん

です。これが市町任せでやるということになると、市は例えばアルミを集められたら幾ら出しましょうとか段ボールはこうしようとかいうふうなことの数値は出てくるわけでありすけれども、それを持っていく先が北但行政であると、北但行政の受け入れ単価が大変高いというふうなことになる、市としてもそういう助成策をしようと思っても、住民にはたくさん払わなあかん、北但行政の持ち込みにもたくさん払わなあかんというような両方挟みになるから、市町任せだけではいかなない大変大事な事業であると思つて、北但行政の再資源化への取り組みについてはどういうふうに考えておられるかということを知っています。

ですから市町だけの話ではないということだけはぜひご理解いただいた上で、その北但行政が持ち込まれたものについてどういう単価設定をされるのかということについてはどういう方針をお持ちでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 先ほども申し上げましたが、資源化推進助成につきましては各市町の役割で取り組むべき事業だと認識していると申し上げました。既に豊岡市におきましても資源ごみ集団回収事業補助金、単価でいきますと新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、古着などはキロ7円、それから瓶、缶ではキロ2円の単価で補助金が出されております。同様の制度が香美町、新温泉町さんにもございまして、名称は資源ごみ集団回収運動奨励金という形で支給されております。香美町さんでありますと、紙類、布類、瓶類及びアルミニウムでキロ2円、それから瓶類は1本につき2円。新温泉町でありますと、金属類、紙類、布類キロ3円と既にこういった制度がございまして。

構成市町では、組合に負担金として搬入されるごみ量に対して処理費を負担いただくこととなります。今後ですけれども、仮にこういったごみが入りますと、その分負担がふえることとなります。地元団体、自治会ですとか子供会、育成会等から出ます資源ごみの集団回収分は直接その専門業者に取り引されるほうが各構成市町での取り組み、つまり今までどおりの取り組みのほうが適当であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 思わぬ答弁でしたが、専門業者のほうが良いという根拠は、結局北但行政にごみが入れば入るほど市町に負担がふえるということのような答弁でありました。でも、専門業者はやっぱり市場の価格の変化で私は変わると言うんですね、受け入れ金額というんか買い取り金額というのがね。その辺と比べると、安定的にPTAやらそういう方たちがやるときに買い取り価格が決められておるけれども、例えば処理費の市町の負担が今度ふえたから買い取り価格を下げないといけなくなりましたというようなことになっていく。

それから、専門業者になったら、いや、もう今は市況が悪いのでちょっと買い取りは控えておりますというふうなことになる、なおもっと厳しい状況になる。だからいつもいつもが良い回転で回っておるということではない事態を想定すると、やっぱり北但行政が全体の歳入歳出を勘案してこういう資源化の問題は大変大事な問題であるから、北但行政の支出についても市町の負担をそうふやさないような施策をしようじゃないかというふうなところへ持っていくのがこういう資源化を

さらに盛り上げていくことになるのではないかと私は思いますが、民間任せというのは大変弱いところが、私は市況に左右されるところがありますので弱い面があると思ってそういう具合にお話を聞いておりますが、いかがですか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 今現在の資源ごみの集団回収助成を豊岡市でなされておりますが、直接専門業者のほうで取引されて資源化されております。それに対して、その領収書をもって豊岡市で補助金が出されておる、こういう仕組みでございます。

先ほども直接専門業者に取り扱いいただくほうがといたしますのは、北但を一回介して我々が仮にこういった業務をしたとしても、豊岡市さんそれから香美町さん、新温泉町さんと同じように業者にとりに来ていただく。そこも入札によってその単価を決めるということになろうかと思えます。今ですと、直接1市2町でその仕組みがあるわけでございますので、今までどおりの方法が市民もなれていらっしゃるしそのほうがいいと思えます。さらにごみとして資源物を北但のほうに持ってこられましたらそこで計量がありますので、本人さんはお金を払わなくちゃいけませんし、その量に応じて北但は各構成市町のほうにごみの処理量経費をいただくということになりますから、経費がふえますというふうに申し上げたということでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 では、質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（木谷敏勝） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

谷事務局長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長（谷 敏明） 井垣議員のご質問の中で答弁を保留しておりました運営業務の中での必要な資格について、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず廃棄物処理施設技術管理者、酸素欠乏危険作業主任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、第3種電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、クレーン運転士、特定化学物等作業主任者、2級ボイラー技士、衛生管理者、安全管理者というような資格が必要だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。再開は午後2時10分。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口眞治です。私は、今議会に一般質問として4項目通告をしています。

それでは、通告に従って質問いたします。

まず1項目、工事の進捗状況と問題点についてです。

進入道路・造成工事とさらには施設整備運営事業、この2つでありますけども、この件につきましては10月の第90回議会で論議をした部分があります。それとの関連で行いますので、よろしくお

願います。

まず、進入道路・造成工事についてでありますけども、まず3点であります。

残土3万5,000立米の発生原因についてでありますけども、第90回議会で当局は土量変化率、地盤改良材によるというふうに説明をされておりましたが、前議会の私の質問の中で土量変化率、地盤改良材以外による土量が1万1,000立米、すなわち全体の約3分の1に達している規模であるということが明らかになりました。

改めて伺いますが、この1万1,000立米の土量は当初設計の見込み違いによるものではありませんか。本施設は、性能発注方式採用のために事業者の施工の瑕疵に加え設計の瑕疵についても担保する責任があるとしております。業者の責任を問うべきではありませんか。第1点目であります。

2つ目ではありますが、残土処分の方法についてであります。これも第90回議会で敷地内処理は費用で約670万、敷地外処理は約1億5,800万円ということで、敷地内処理が安価であるので敷地内の処理に決めたという説明がありました。

しかし、今議会の管理者の報告では、敷地造成高を1.4メートル高くしたことによるくい長及びくい基礎構造に変更が生じ、施設整備運営事業に新たに1億8,576万円増額する必要が生じたとありました。これでは敷地外処理費用1億5,800万円より敷地内の処理のほうが高くなるではありませんか。前議会での敷地内処理の安いという説明とは食い違うではありませんか、説明を求めます。

3つ目でありますけども、1.4メートル盛り土施設の敷地として災害等含め大丈夫かということでもあります。

この点につきましては、残土3万5,000立米の敷地内処分として高さ1.4メートルに盛り土をする敷地造成でありますけども、ここで先ほど申しましたように1億8,575万円かけて行うということでもあります。しかし、このことによって地割れや地盤沈下など心配はないか。また、これまで指摘してきたところでありますけども、敷地周辺地盤についても斜面崩壊が発生しやすい軟弱地盤であることが判明しております。これでは敷地も敷地周辺の地盤も自然災害の防災上、大変心配であります。本当に大丈夫ですか、説明を求めます。

次に、施設整備・運営事業の問題点であります。2点です。

まず1点目で、今議会の管理者報告でも災害と冬期の降雪等により4カ月の工期おくれが生じるが、5カ月間の試運転期間を活用すれば平成28年4月からの本格受け入れが可能であるとしておられます。しかし、これは環境省指針が義務づけている試運転期間を無視することにならないのかということについての説明を求めます。

また、工期おくれでありますけども、この工期おくれにつきましては1市2町のごみ処理に大変大きな問題を残すこととなります。この工期おくれは本当にこの責任でありますけども、業者の責任がないのか。施工監理している業者を問わないのかということについて説明を求めます。

2項目めであります。北但ごみ処理施設整備事業実施設計の説明会についてであります。

今議会の1日目の終了後に、事業者による北但ごみ処理施設整備事業実施設計の説明会がありました。このことに関連して伺いますが、まず1点目、当局としてこの実施設計をどのように評価

しているのか伺いたいと思います。

2つ目でありますけれども、議員説明会が行われましたけれども、非常に短時間の概要説明であり、十分では私自身ないというふうに感じました。この施設は172億円以上の多額な公費をかけて、運営期間も20年にわたる長期であります。多額な公費を負担し、長期に使う住民の意見を聞くことは当然だと思いますが、そこで議会議員及び住民の意見を聞く機会と期間が必要と考えますが、所見を伺いたいと思います。

3つ目でありますけれども、実施設計に示されたクリーンセンターフローシートについて、特に焼却炉について基本的なことを伺いたいと思います。

少し細かくなりますが、まず1点目が容量、2つ目が燃焼方式、3点目が事故時の対策、4点目が廃灰の産出量と対策、5点目が排ガスの産出量と対策、6点目が排水の産出量と対策、基本的なことですので、説明を求めます。

続きまして、周辺整備の関係です。これも同僚議員のほうからいろいろご質問ありましたが、私はまず全体計画とこの里の恵みとの関係について説明を求めます。

あわせて、管理責任と費用の関係についてご答弁をお願いしたいと思います。

3項目めであります。情報公開と現地調査についてであります。

住民の現地調査について、当局は平成27年度中に3日間、一日午前午後の2回の計6回を計画しておられますけれども、特に地元の方にとって現地で歩いて行ける地元住民でも、決められた場所に集合しマイクロバスに乗らないのかというそういう声も上がっております。まさにこれは事業者、企業が許可する範囲内の調査ではないでしょうか。住民が求めているのは、災害時などで現場がどうなっているのか、大丈夫か。また、計画どおりに進んでいるのかどうか。これを直接調査することです。事業者、企業が許可する範囲での現地調査に限定せずに、住民が知りたいときにいつでも調査できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

4項目めであります。裁判所の進行状況についてであります。

まず、現在進められております裁判所による進行協議とはどんなことか、そのことについて基本的な見解伺いたいと思います。

そして、2つ目に今進行協議でどんな問題を協議しているのか、その点についても説明を求めます。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、工期おくれについてお答えをさせていただきます。

けさほど来お答えいたしておりますように、そもそも土木工事自体が不確定性のもつとで進めざるを得ないという宿命を負っています。もちろんその中でも可能な限り情報を集め、より大きく異なるような方向を探るといっては当然でありますけれども、それでもなお100%事前に起こり得る事態を全て予測するという事は不可能であります。

土量変化率のことについても、既に局長のほうがお答えさせていただいておりますけれども、実

際のそのやり方としてもこの土量変化率に見込みと実態とは違うということを前提にして、現場の作業のやり方の中でそのリスクを吸収するという事は通常行われております。ただ、これも先ほど局長のほうからお答えしたとおりでございます、そのような方法があつた現場ではなかなかとりにくかつたということがございます。

したがしまして、私といたしましては、その現実に直面したときの対応としてはそれぞれ適切なことが行われてきたというふうを考えておまして、工期おくれの責任についてはこれは誰に問うこともできない、このように考えているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、進入道路・敷地造成工事の残土発生の中の1万1,000立方メートルは設計ミスではないかというお尋ねです。

まず、この中で議員のほうから発言がありましたこの工事については、性能発注方式ではなくてこれは図面発注で、行政側が図面をお示しをしてこのようにしてくださいという発注方式ですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

1万1,000立方メートルにつきましては、さきの議員でもご説明をさせていただきましたけども、現実的に3万5,000立方メートルの残土が発生しているという測量結果を得られた上でどのような原因があるかということで、一つには土量変化率で約2万2,000立方メートルほどあつたのではないかと。セメント材料を添加することによって、2,000立米ほど増加したのではないかと。あとに考えられるのは、図面上の積算の基準となる20メートルピッチでやることをもう少し精度を高めてやってみて試算してみたらどうかということで、そうすると1万1,000立方メートルの数字が出てきたということですので、合わせて3万5,000立方メートルということですので、そういうふうに推察したということで、これについて誰に責任があるというものを問うものではないというふうに思っております。

それと、あと敷地処理を比較したときに、今回の追加工事分を含めると高くなるのではないかとというふうなことをおっしゃいました。

まず、1億8,576万円の増というのはプラント側で増額するものでありまして、進入道路・敷地造成工事の中で増額したということではございません。もう既に進入道路・敷地造成工事は工事が完了しております。その際に、議員もご指摘いただきましたように当初の場外で処理する場合については約1億5,880万円必要だと。場内で処理する場合は670万円ほどかかるということで、差し引き1億5,210万円ほど安くなるというふうなことをご説明させていただきました。

先ほどご指摘をいただきましたその追加分がプラント工事分に乗りますので、それでは逆転するじゃないかというご指摘ですけども、実はこの施設建設費を加味して考えますと、場内で処理する場合にはくい長とかくい基礎構造などの変更や、試運転を終えたリサイクルセンターの運営費分の3カ月分、5月から7月になりますけども、これが含めて1億8,576万円の増額ということになっております。この費用には実質的には4月から7月までの4カ月分に当たる運営費分が見込まれてお

りますので、その費用というのが、今議会で48年度の4カ月分として債務負担を起こさせていた
いております1億4,035万円に消費税を加えた額と同額の1億4,737万円が実はこの1億8,576万円
には含まれております。したがって、これらを相殺しますと増加します正味の費用というのは
3,839万円ということになります。したがって、この増加する施設建設費を含めて比較したとし
ても、場内で処理したほうが1億1,371万円安くなるというふうなことでございますので、ご理解い
ただきたいというふうに思います。

次に、1.4メートルの盛り土をして敷地として災害等を含めて大丈夫かというふうなお尋ねでござ
います。

これにつきましては、1.4メートルかさ上げを検討する際に兵庫県の開発許可制度の手引、基準等
に基づいて安定計算を行いまして、基準内であることを確認をしております。

また、その施工につきましても、土木工事施工管理基準に基づき出来高管理及び品質管理を適正
に行っております。

進入道路・敷地造成工事につきまして、都市計画法、森林法及び砂防法の基準を全て満足する設
計をしているために、求められている設計基準内において安全安心な施設でございます。

次に、試運転期間なしの本格稼働は環境省指針に反しないかということにつきましては、さきの
議員で同じご質問がございましたのでお答えしておりますので、それにかえさせていただきます
というふうに思います。

次に、実施設計の説明会についての当局としての評価についてお答えをさせていただきますと思
います。

一昨年10月より進めておりました実施設計の概要について、昨年5月19日に事業説明会を開催
し、施設の概要等を説明いたしました。その際、資料の一部に企業の著作物として秘匿とすべき内
容が含まれていたために、著作権保護の観点から説明会の終了後、資料を回収したところでござ
います。一部の議員より、公開すべきというふうなご意見もいただいたところでございます。

過日開催しました説明会については、建物や周辺整備などにおける実施設計がおおむね固まった
ことから、本事業や施設整備に対する理解を深めていただくべく開催させていただいたものでござ
います。

なお、今回については、組合からの要請により事業者において配布可能な資料づくりに協力いた
だき、説明資料を回収することなくお持ち帰りいただくことができましたので、より理解を深めて
いただいたものと考えております。

こういうふうな説明会等をやりました内容について、もっと住民、議会の意見を聞く機会と期間
が必要ではないかというお尋ねでございます。

北但行政事務組合では、北但ごみ処理施設の整備に当たり施設の基本的な諸条件について定め、
施設の全体像を明らかにするため平成19年3月に広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画を策定しま
した。基本計画の策定に当たっては、住民の意見を計画に反映するため構成市町の市民、町民や学
識経験者等の12名の委員で構成する整備方針検討委員会を設置し、施設整備に関する基本方針、公

害防止条件、リサイクルセンターの啓発機能等に関して検討を行っていただきました。組合は委員会の検討結果を最大限尊重しながら、施設基本設計及び要求水準書等の基礎となる基本計画を作成しました。北但ごみ処理施設の実施設計を進めていく上で、ビオトープや散策路などの環境啓発機能を含めた周辺環境整備とごみを搬入する車両の状況を確認するため、進入道路入り口に整備し管理施設については住民代表として森本区及び坊岡区の検討委員会の皆さんによりご意見を伺い、実施設計に反映しています。

また、プラント機器などの本体機能と災害時には避難所とするため建屋の耐震機能については学者や専門家よりご意見を伺い、実施設計に反映しています。

北但行政事務組合議会へは、実施設計の概要が整いました昨年5月19日、施設の全体配置、車両動線、処理フロー、管理棟機能、見学者設備及び周辺環境整備についての概要をご説明し、ご意見を伺いました。そして実施設計がおおむね完了しましたので、今月4日の北但行政事務組合議会定例会初日の終了後、実施設計の詳細についてご説明したところです。

以上から、今回整備する計画につきましては十分に議会、構成市町民の皆さんには情報発信し、ご意見を頂戴した上で作成された計画であるものと考えております。

次に、町民と議員の現地調査の保障は企業が許可する範囲内の調査なのかというお尋ねでございます。

議員のご発言のとおり、平成27年度において3日、平成28年度においては1日、午前午後各1回の計8回を開催する予定としております。実施については、組合のホームページや構成市町及び組合の広報紙などを活用し参加希望者の公募を行うこととしており、5月に予定している見学会については3月発行予定の「ほくたん便り」へ掲載するため準備を進めているところです。

また、議員各位には適切な時期に組合議会の終了後などの日程を活用して実施させていただくことを考えており、その際には議会運営委員会へ相談させていただき決定したいと存じます。

次に、見学の範囲についてであります。当初より大変厳しい工事工程の中で現場では平成28年4月からの試運転期間を活用したごみの全量受け入れに向け、懸命に工事が進められている状況にあります。見学会については参加者の安全性、利便性を考え日曜日に開催する予定としておりますが、このような状況の中、見学会を開催する日においても現場では工事が行われている状況が十二分に考えられます。

したがって、厳しい工程の中で見学会を実施するため工事を中断するような事態は避けるべきであり、工事の進捗状況等を確認しながら今後組合とタクマグループにおいて協議、調整を行い、見学範囲を決定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。私からは以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、クリーンセンターの焼却炉についての詳細をご説明させていただきます。

容量、焼却方式については、これまでも資料をお示しし何度となく説明させていただいており、

今ごろこのようなことを再度ご説明するのも何ですが、改めてお答えさせていただきます。

まず、クリーンセンターの焼却炉の炉規模は、1日当たりの処理能力が71トンの炉が2炉で合計142トンです。

焼却方式は、乾燥段、燃焼段、後燃焼段により構成された全連続式ストーカ式焼却炉です。

次に、想定される事故なんですけれども、排ガス濃度が自主保証値を超過、地震、処理困難物の搬入等による建物の破損及び火災、爆発の事故が想定されます。

排ガス濃度の運転管理については、自主保証値を超えるおそれになった場合には警報を発し、緊急対応運転に切りかえて迅速かつ的確に対応し、自主保証値を超えない運転を継続していきます。万が一自主保証値を超過した場合には速やかに運転を停止しますので、要求水準値を超えるようなことはございません。

運転停止後はすぐさま原因を突きとめ対処し、安心安全な運転が可能か確認した後、再度運転を再開いたします。

排ガスの測定値につきましては、施設の管理棟及び主要地方道日高竹野線から見える位置に電光掲示板を設け、運転状況がわかるようリアルタイムで測定結果を表示してまいります。

なお、ダイオキシン類については検査機関で検査した後の公表となります。

地震に対しては、本来の機能を維持し廃棄物の処理を行うため、また災害時の避難場所としての機能を維持できるよう、東日本大震災、阪神・淡路大震災程度の大地震が起きたとしても建物の柱、はりなど構造体は大きな補修をすることなく建物が使用でき、人命の安全に加えてごみ処理機能の確保が図れる構造となっております。

なお、水平加速度200ガル、これは震度5に相当しますが、200ガル以上の地震の揺れを検知した際には自動でプラントを停止する緊急停止システムを導入しております。

火災、爆発の対策ですが、中身の残ったカセットボンベ等の発火物が混入しないように搬入物の検査体制を強化するとともに、構成市町にごみ分別の徹底について協力を求めています。

また、ごみピット火災への対応としまして、ごみピット内に赤外線感知カメラを設置し、放水銃と自動連鎖させて速やかに消火を行います。

次に、主灰、飛灰、排ガスの1炉1時間当たりの排出量につきましては、基準ごみ100%負荷焼却といたしまして算出しますと、主灰の排出量は271.3キログラム、飛灰の排出量は60.3キログラム、排ガスの排出量は1万4,750立方メートルの計画です。

主灰と飛灰の削減対策を説明いたします。

まず、主灰の削減対策としては、未燃分を削減するため火格子面積を広くし、十分な焼却時間を確保することで主灰の量を削減します。

飛灰の削減対策としては、飛灰循環システムにより未反応消石灰を再利用し、排出飛灰に含まれる消石灰の量を削減。また、排ガス再循環を使用し、ダイオキシン類の発生を抑制することのできる高度燃焼システムによる活性炭噴霧量の削減により排出飛灰の量を削減いたします。

施設内で洗浄などに使用した水は再利用できるように処理を行い、洗車用水、焼却灰冷却装置の

補給水などとして再利用するため、施設外には一切放流しません。

なお、再利用水の量は1日当たり約30トン程度です。

また、施設内のトイレなどの生活排水は1日当たり12トン程度であります、下水道に接続するため直接河川等への放流はありません。

次に、全体計画と里の恵みについてご質問がありましたので答弁させていただきます。

施設周辺整備については、地元区の要望を踏まえ委員会から6つのゾーンに分け、それぞれのテーマに基づき一体的に整備することが望ましいとの提言をもとに整備を進めてまいります。

6つのゾーンのうち、今回の施設建設工事の中では環境学習と地域交流の場として拠点施設ゾーンと利用・体験の森ゾーンを整備します。里の恵みビオトープは拠点施設ゾーンにある東側湿地に整備し、体験学習の拠点となる作業小屋の整備と里山環境や環境要素としての棚田や畑、炭焼き窯を整備いたします。

次に、周辺整備についての管理責任と費用について答弁させていただきます。

周辺整備後の施設の管理運営は組合が行います。施設の維持管理費用、イベント開催等に係る費用については組合が支出することになりますが、具体的なイベントプログラム等については協議検討中であるため、費用は算出しておりません。以上です。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、裁判の進行状況につきましてお答えをさせていただきます。

進行協議とはについてお尋ねをいただきました。

進行協議とは、民事訴訟において審理を充実させることを目的として、口頭弁論期日のほかに原則として裁判所と当事者双方が出席して争点や証拠調べの確認、その他訴訟の進行に関する必要事項について行う協議のことをいいます。

それから、進行協議の内容についてお尋ねをいただきました。

原告として参加されておりますのでご承知のことと思いますが、26年6月10日には13回の口頭弁論を数えました。同日、裁判長のほうから論点の整理をしたいということから進行協議に切りかわりまして、8月8日、それから10月23日、12月11日に開催をされました。

最近の進行協議の内容を申し上げますと、26年10月23日では裁判長のほうから被告側へ廃棄物の処理及び清掃に関する法律において一般廃棄物処理施設を市町村が設置した場合の設置届と民間事業者が設置する場合の許可制について、それから定められる都市計画には自然的環境の整備または保全に配慮しなければならないとあるが、その具体的な内容について、それから生活環境影響調査の範囲について、これらをまとめるように指示がございました。

また、裁判長のほうから、原告側へは2キロ以内に居住する原告の位置を地図に示すことといった指示がございました。

裁判長のほうからこの指示を受けまして、被告は準備書面5を、参加行政庁は準備書面10を、参加人は準備書面5を提出をいたしました。

26年12月11日の進行協議では、裁判長のほうから原告側へ被告側のこれらの主張に対して反論の

準備書面を提出するように指示がありまして、今回の進行協議は2月26日に予定をされているところでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、順番を追って2回目の質問をさせていただきます。

まず、残土の3万5,000立米の関係であります。この内容につきましては、既に説明いただきましたように当初はあくまでこの残土については土量変化率が大きく変わったんだということ一辺倒だったと思います。それに地盤改良材もあるんだということでありました。等々、その1万1,000立米、これが最近になって初めて明らかになったということで、確かにその数量計算の違いといいますか、そういったことでこの残土が発生したということはよくわかるんですが、それではなぜ最初の3分の1の相当ですから、当然最初にこれもあるよということで当然説明されなかったのかというところにちょっと私は何か非常に疑念といいますか、そんなことを覚えたということであります。最初からこういったことで正直にこういうことがあってこうだったよということであればわかるんですが、これも聞いて初めてこういったことになってきて、それを聞きましたら、その数量計算の違いについてもこんなもん当然一般の工事で当たり前だと言わんばかりの先ほども説明でありました。これには少し私としては改めての疑問を生じますので、その辺がなぜこちらから質問しないと明らかにならなかったのかなというところがちょっと気になる。その点についてのまずご答弁をお願いします。

それから、残土処分の……。

○議長（木谷敏勝） 一問一答でいきましょう。

○谷口眞治議員 わかりました。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、残土として3万5,000立米が測量結果としてあった。その原因についてそれぞれ、これは推察でしかあり得ないんですけども、例えば土量変化率の乖離として考えられる範囲で見た場合にはどうだったか。その結果、2万2,000立方メートル。セメントの固化材についても、これも推察でしかないんですけども、セメントの投入量を勘案して約2,000立方メートル。最後、何があるのかということ推察した結果が、今の測量断面を精査することによってそういうことが考えられるのではないかというふうなことで、何もこれを隠してするというふうなことじゃなくて、説明が不足しとったのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今、事務局長が説明不足ということ認められましたので、もうこれ以上のことは追及しませんが、しかしこれも最初私たちが一番懸案しておりましたようにやはりその数量計算、当然それはやってみないとわからない部分はあるんですが、これだけの規模になると少しはやはりこの当初の見込み違いのところかなというところはありますので、そういう点ではやはり改めて設計監理の、当然組合当局が現場をやるわけじゃないで、当然設計委託しておりますから。その業者に対

してこういったことについての今後ないよとということとか、そういった注意といますか、そういったことはアドバイスされたのかどうか。その点もちょっと確認させてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 進入道路・敷地造成工事の施工監理については組合自身で行っておりまして、どこかのコンサルタントに施工監理をしていただくというふうなことはいたしておりません。ただ、特殊な事例についていろんな専門家、コンサルタント等の意見は聴取していますけれども、監理自体は組合でやらせていただいております。

したがいまして、議員ご指摘のことを踏まえまして今後努力していきたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 では、次に行きます。

残土処分の方法で、先ほどの説明で大体概要はわかりました。

ただ、ちょっと1点、この1億8,576万円というこの増額ですが、これはプラント側の負担の分だというそういったことだったんですが、これは先ほど実質的には3,839万円のこの部分が純粋な増額分だという説明があったんですが、そういったことで実質的には約4,000万近いというふうなこの増額というふうに考えていいのか。そういうことであれば前回の説明も大体合いますので、そういったことであればそれはそれで結構です。その点どうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほう4カ月おくれるわけですけども、運営期間の20年間は維持・補修費も含めて20年間を見ていただくということになっていますので、その期間を短くするということとは避けたいということで、計算上またややこしい協議をしなくちゃいけないということで、それはそのまま20年間は後ろにずらす。その28年4月1日から28年7月末までの4カ月間については、試運転として取り扱ってやろうと。実質的には、28年4月から48年7月末までの運営委託と同等のことになりますので、今の金額が差し引かれる。正味的には3,839万円になるというふうなご説明をさせていただきました。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 大体理解ができました。

それで次の1.4メートル盛り土の敷地の関係であります。この点のいわゆる災害等の対策は万全かということですが、先ほど基準をいろいろ上げられて、基準を全部クリアしてるから心配ありませんよということなんですが、本当にそうなのかということ。これはこれまでの議会での議論もあったんですが、このたった1.4メートルのかさ上げをしておるわけですけども、これで本当に安定をして、今度施設建設をしても全くいわゆる地割れ、地盤沈下、こういったことは当然起こってもらっては困るんですけども、全くそれは大丈夫だというふうに言い切れるのかどうか。その点について、再度確認をさせてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず構造体、建物については当然支持層までくいを打つなり、直接基礎で支持地盤に直接乗せるとかというふうなことで、当然それに対しては沈下等は考えられません。

ただ、盛り土をやっておりますので、盛り土が時間経過とともに沈下するという事は考えられます。その結果どのようなところに来るかといいますと、道路上が多少下がる可能性は全くゼロではないということでございますので、これはやはり造成後何年か置いてやればそういうふうなことも最小限に防げるんでしょうけども、この求められる工期の中で施設建設をやるためには、造成後すぐさまそういう施設建設に入らなければならないというこういう特殊事情からこれはやむを得ないというふうなことで、その事象があらわれた段階で適切な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと気になる点をご答弁になったんですけども、このいわゆる地盤沈下、地割れというんですか、こういったことはいわゆるその基本的な施設のこの部分であっては絶対ならないと思うんですけども、今回くい長、さらにはくいの基礎工事、こういったことでやられるということですけども、この辺の中身的には今の現施設との中で当然周辺の地盤についても軟弱地盤ということがありますので、これも十分網羅した上でこの計画されているのかどうか、その点はどうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど答弁をさせていただきましたように、建物等の基礎については掘削をして支持地盤を確認した上で支持地盤の中にくいを入れ込む。あるいは直接基礎であればそこまでの地盤を出してきて、基礎コンクリートを打っていくというやり方をしていますので、建物等については特に沈下ということはありませんというふうに思います。

ただ、単純に流用土として盛り土したところ、例えば道路用地であるとか広場であるとかというところ辺については進行とともに多少沈下する可能性があるということで、地割れという表現をされましたけど、そのようなことはないものと考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そういったことが絶対あってはならないと思いますので、当然万全の体制で取り組んでいただかなきゃならないなということを指摘しておきたいと思います。

次に、施設整備・運営事業の関係に入らせていただきます。

今議会のこの中で、4カ月の工期おくれをカバーするのに5カ月間の試運転期間を活用して平成28年4月から本格受け入れを可能にするんだということであります。それで環境自身のこの関係については、同僚議員に既にもう説明したんでそのとおりでというふうなお話でありましたので、ご答弁ではあくまで指針というのは、環境省の指針は、これはあくまで補助対象に限ってだから、実証実験そのものについてはそんなに問題ではないんだというふうな言い方でされて、なおかつタクマについてはストーカ方式でたくさんの実績があつて、もう既にそれで満足しているんだというふうなご説明でありました。試運転についての確認はするけども、しかしそれもあくまで業者の申し

出で本来せんでもいいんだけど、高負荷の分については処理をするんだというふうなそういう説明でありました。

私は、そもそも実証実験というのはメーカーがいわゆるそれぞれ焼却炉をして、その実績でもって、その実証度でもってじゃなしに現在これから稼働しようと思うその施設の実証実験、それが今、求められているのではないかな。そうしないと、何のためのこの実証というようなことになるわけでありますので、その辺の説明では少しちょっとわかりにくいな。

じゃメーカーがもうそんだけ能力を持つとということを証明さえすれば、現場でやっていってもそれは全く実証しなくてもいいんだというふうなことになるわけですけど、本当にそういうことなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 性能指針の用語の定義にもありますように、実証施設といいますのが開発技術の機能、性能等を確認するための実験を行う施設をいうということになっておりまして、さきの議員でもご答弁させていただきましたけども、ごみ処理に関して新たな技術革新があつて、新しい技術が導入された。例えばガス化熔融炉というようなことを言いましたけども、そういう技術が本当に実用施設として通用するかというのは、実証試験などをしてその性能を確認すべきだというふうなことからこういう性能指針が出されたということですので、現在ストーカ式焼却についてはもう既にこれらのことはクリアできてるということを答弁させていただきました。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 説明いただいたんですけどね、ちょっと資料請求でいただきました工程を見ますと、クリーンセンターの試運転期間というのは平成28年の2月から4月までとなるというふうに読み取ったんです。したがって、いわゆる2月、3月の2カ月間がこの試運転で4月1日から本格稼働しますから、そういう中でこれからやられようというふうなことであります。

改めて環境指針では例えば1系列当たり90日間以上の連続運転、さらに実証実験についても100日間というふうなこういう数字もあるわけです。

もう一つは、そもそも組合が要求水準書の中でこの問題についても触れられておりまして、いわゆる要求水準書の第7節の試運転及び指導の中でもクリーンセンターで180日程度の試運転、最短で150日。さらにはリサイクルセンターで90日以上を試運転、こういったことを求めているんですね。ここの辺を詰めたのが大体5カ月のこの試運転期間かなというふうに思うんですけども、これをたった2カ月で済ませて本格稼働を3カ月間始めるというふうなことが果たして、この施設の安全性という点で担保のできるものになっているのかなということが非常に気になるわけです。だからせっかく要求水準書で多分業者のほうはそれ以上の提案をされてるのかなと思ったりするんですけども、そういったことが今度このことによって工期おくれで本格稼働がどうしても平成28年4月にしなければならないという、この前提の中でこういった形で処理しようとしてされてることが本当に適正かなという疑問もあるわけです。

だから環境省の指針もそうですし、これ要求水準書が求めているこの期間、これについてどうする

のか、あとこの安全運転も含めて担保としてできるのか。やってみたはいいが結局だめであって、4月に入って既にもう事故が起こってストップというようなことでは当然話になりませんので、やはり安全には安全をしっかり詰めて進めていかないと、最終的には非常に大きな問題になるんじゃないかなという危惧がどうしてもありますので、その点についてご答弁ください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） どうも環境省の性能指針に対する私が説明をしておる理解が十分でないのかなというふうに思うんですけども、まずタクマがストーカ式焼却方式ができるかどうか。交付金対象事業として施工ができるかどうかを判断するのが、性能指針のいうそういう実証施設での実績があるかどうかをまず性能指針では問っておるわけですね。そこはもう300以上の実績もあって、過去からやってるからそういう性能指針でうたってるものを十分満足してますよという結論になった。

今回、要求水準を求めている180日の試運転とその性能指針とは全く別の話になりますので、今回の試運転については2月に受電を開始をいたしまして、受電を開始しますとそれぞれ動かさないで機器の調整を行って、火入れ式を3月にやる予定になっております。火入れ式をやって、それぞれの乾燥だきをしたりしまして、4月からごみを受け入れてピットにためていって、4月の第1週ぐらいからもう実際に負荷をかけていく。本来であれば、負荷自体は小さい負荷をかけてその排ガスの濃度であったりとか微調整をしていくわけですけども、今回はもう全量が4月1日から入ってきますので、予定よりも早く全量負荷をかけてやるということで、業者的にはそこにはお金がたくさんかかってきちゃいますので、嫌なほうの立場になるわけですけども、今回はタクマグループのご協力でそれにご協力していただくというふうなことで、今、要求水準でうたっております150日以上の試運転期間はこの7月末をもって十分満足しますので、何ら問題はないというふうに理解しております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと確認しますが、じゃ環境省の指針というのは、これは一定期間の当該施設の実証実験、これはじゃ求めてないというふうに理解していいんですか。そこをちょっとお聞きしたかったんです。

それから、あわせて同列で考えてないんですけども、そのいわゆる要求水準書、これはもう組合が業者に対してこれだけ試算してやってくれということですからね、当然クリアしてもらわなあかん。ただ、これも先ほどの中では本格稼働、4月1日以降のを含めて全量が可能やというふうなことで、これが安全の面で本当に大丈夫かということを確認したかったんです。実際は多分そういう形で流れていくのかなというふうに思うんですけども、ただ、本当にこういうことでもいいのかどうかということがちょっとお聞きしたいんですから、再度その辺明快に答えてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも性能指針に満足するような事業者でタクマはあるということですが、まずは。私どものほうの試運転で確認するのは、排ガス濃度が満足する排ガス濃度になるのかどうか。あるいはその機能、処理能力等が確実にそれができるのであるかということを試運転の中で確

認をしていくということでございますので、それができなければずっと試運転期間が長くなるということになると思いますけども、そういう150日以上の日を切って試運転やってくださいという条件をつけたということでございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 だから本格稼働までに150日の、これが必要ではないんですかと聞いてるんです。当然要求水準書でこの試運転といいますか、この実証実験を含めた期間が要求されているわけでありますから、そこが本当にじゃ必要なかったら最初からこんなことで、だから要は本格運転するまでにこの5カ月間、これがいいんじゃないですかということをちょっとお聞きしてるんですけど、その辺の明快にわかる説明してください。そうしないと、ちょっと私どうも理解できません。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） どうも話がかみ合わないんですけども、性能指針はその業者の技量があるかどうかを判断する指針です。ですから、もうそれは技量があるというふうに過去の実績から言っても判断をされるということですし、試運転は順番を追ってそれぞれ受電してから単体機器の調整であったりとか実際にごみを入れてみてうまく動くかどうかをやっていって、最終的に全量入れて満足するような施設ですねというのを確認するのが試運転になります。それが5カ月以上、150日以上ということにしているんですけども、それを本来であればごみを入れて負荷をかけていくのは少しずつ入れて、最後24時間は全量で負荷しなさいというような条件があるんですけども、それを長い期間今回はお願いしますよということで、4月1日から受け入れてやることも可能ですよというふうなことで理解をいただいてやらせていただくということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 要はその試運転が5カ月必要だと。本格稼働は試運転じゃないですね、通常考えたらね。本来でしたら4月までに5カ月間設けて、それである程度ならしをして大体オッケー。それで4月1日から稼働というのが本来の姿ですよ。ところが、今回この工期のおくれでその5カ月間確保すると延びちゃうからということで、それで今回こういったことでやろうということなんですけど、それで本当に大丈夫ですかということを聞きたいんです。それが今の環境省指針であり、こちらが求めていたことと食い違うわけですから、その辺がそういうふうにしちちょっと理解できないんです。その点、再度。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 正式な引き渡しは、今の計画でいきますと28年7月31日で引き渡しを受けて、8月1日から正式な稼働という意味でいえばそういうふうになります。

ただ、今まで言ってますように28年4月1日からごみを全量受け入れて、それで試運転をやってくださいという条件でやっていただくということでお願いをしております。仮にご心配の方が一、不具合があった場合にはどうするかということについては、当然タクマグループ内での対応ということもありますし、それがもっと工期的にずれた場合に既存の3施設をどうするのかという議論も

また出てくるかもわかりませんが、現時点ではタクマグループのほうからそれは十分可能だということを知っていますので、安全に処理ができるものというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 試運転期間というのを、要するに4月以降も続けるというふうに理解せないけんちゅうことですか。先ほどちょっと試運転期間をね。だから要は、でも実際4月からもう本格稼働いたしますかね、全量受け入れて、これも事実上本格稼働ですよ。だからそこら辺の要するに安全性の担保がとれるかどうかということ非常に私は危惧していますので、そこら辺が、もう今だったら事故が起こったらその時点で考えますということなんですけども、そんなことじゃだめなわけで、それをもう少しちょっと説明してください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 施設のほうからは、280日稼働で施設の設備の能力は考えております。そこには余裕というのがあります。

もう一つには、今回の施設はごみピットについて7日分の容量をとということで要求水準を出しましたけども、事業者のほうから14日分のごみピットの量をつくり出すというふうな提案があって、そこにも余裕があります。

したがって、全量で一気にずっと続けて燃やすということではなくって、調整をしながら、小刻みにしながらその調整を加えてやりますので、一気に何か本格的にずっとやるというイメージじゃなくって1週間程度燃やして調整をして、休ませてまたやるというふうなことで計画がなされておりますので、十分安全な運転管理をしていただけるというようなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 2つのことが一緒であって、まず今、事務局長が申し上げたのは、仮にちょっと不具合があって点検する必要があったとしても、ごみがあふれることになりませんということをお願いしています。それはもともと365日稼働するのでなくって280日しか稼働しないという前提でやっていますから、つまりごみがたくさんそもそも置いとけるというんですかね、ということで、したがって多少点検のことがあったとしてもピットも大きいし、それからもともと365日使うという前提ではないので、したがって不具合があったとしてもごみがあふれる心配はありません。毎日毎日ちゃんと全てのごみを受け入れることができますということが一つです。

もう一つは、このストーカという方式は非常に長い歴史持っていて、これまでストーカという方式自体がさまざまな改良を重ねられて今日に至っていますので、さあ初めてやってみたら動かないかもしれませんがというような心配というのはそもそも小さいのではないかと。

今、私たちが車を買ってきたときに、この車は走るだろうか走らないだろうかほとんど心配いたしません。それはもう自動車という仕組み自体が長い間の改良を重ねられてきて、安定した技術になってきているという。その2つのことがありますので、契約上は試運転、ならし運転で不具合があれば直していくということではあるんですけども、実質的には今2つのことから実態としてはそう心配ないのではないかと考えている。

繰り返しますが、仮に何か不具合があったとしてもそのところは対応が可能だと、こういうことを申し上げているところです。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 説明いただきましたけど、まだちょっと私もあれです。

これ以上あれしてもあれですので、十分この安全性が本当に担保できる施設管理なりまた稼働、こういったことが本当にやっばりできるかなという、ぜひしてもらいたいと思いますけども、次に移ります。

2項目めの説明会の関係であります。担当のほうから、今さらこんなことをなんていうやなことちょっと口走られましたけど、そういうことは言わないで基本的に聞かれたことだけをちゃんと答えるように。

その上で、要は何が言いたいかというのは、改めて今度こういう実施設計が出て、これがこれまで説明を受けたとおりのものが要はできてるかどうか。これが最低私たちは確認しなきゃならないことなんです。だからこの間、確かに事業者から説明がありました。非常に短時間でありましたし、またきょうこれも当局のほうから要請があって、失礼しました、組合のほうに要請して事業者が出したものだということではありますが、同じ出していただくならもう少しわかりやすい、中身のややこしい話はいいんです。せめて、去年の5月でしたか、説明いただいたこの例えばクリーンセンター処理フローなんか非常にわかりやすいフローだったんですね。だからある意味では市民やそれから議員も含めて、こういう仕組みでこうなってこうだというふうなもっとわかりやすい資料がいただけたらもっといいなというふうに思いますし、あわせてこれなかなか私たちが十分読み切る、非常に字も小さいですしあれですので、改めてこれは確かに先ほど説明ではもうこれは十分、いわゆる市民、町民も含めて、いわゆる専門家も含めていろいろ大事なところが全部反映してあるという言い方なんですけど、改めてこれの説明といいますか、こういったことが必要ではないかというふうに思うんです。だから再度そういう点で説明会を市民を含めて開くかどうか、こういったことを求めたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今のところ説明会を実施するという考え方はありませんが、ホームページ上でもこういう内容について紹介をさせていただいておりますので、仮にそういうふうな要請がありましたら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そういったことで要望があれば、ぜひ取り組んでいただきたいなということを求めたいと思います。

それから、あわせてここで排ガスの関係で2点ばかりちょっと質問したいと思いますが、まず汚泥焼却による重金属汚染対策の関係であります。汚泥の関係につきましては、市長はし尿の堆肥化については重金汚染があるから、これでやめたんだというふうなお話でありまして、まさにそのとおりでありまして、産廃でもありますしこの重金属汚染、これは非常に心配されるところでありま

す。今回これを汚泥焼却されるということですから、本当にこの重金汚染大丈夫かということが1点です。

もう1点は、この実施設計を見せていただきまして、煙突が非常に高い。58メートルという余部鉄橋の大体1.5倍の高さの煙突でありますけども、その高いところから出る非常に排ガス汚染が気になるなということで、むしろ坊岡とか森本の地元よりもその近接の例えば林地区とかそういう近隣集落の汚染というのが少し心配ではないかな。ここにおいての環境影響調査、環境衛生調査、こういったものを取り組んでいるのか。今後そういったことを取り組むことが私は必要だと思うんですけども、その点について2点お伺いしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず重金属の話ですけども、仮に下水道汚泥の中に重金属類が混入したとしても、焼却するわけですけども、その重金属類が仮に気化したとしても次に行きますバグフィルター、ろ過式集じん機の中で温度を落としてしまいますので、通常であれば、通常というんかほとんどというんか、それは気体化しなくて固体化して、そこで吸着されてしまいます。何かに、消石灰等に付着をして除去できるというのがまず1点です。

特に今回の施設については、一般的に今心配されているのは水銀が心配されています。ここについては水銀の監視もし除去もするという提案もなされておりますので、これ一般的にはそういう排ガス規制の中に入っておりませんが、そういうふうな部分でいえばより一層安全な施設だというふうに思います。

それと、あと煙突の高さですけど、59メートルという。これ航空法の規制がかかるのが60メートルということがあって、広く59メートルの煙突の高さというのを使っておられる自治体は多いです。というのは、拡散効果はやっぱ高いほど拡散しますので、薄く広くということになるんですけども、生活環境影響調査でも基準値に比べてはるか低い値でしかありませんでしたけども、そういう意味から59メートルにしてるというふうなことでございます。

あと、その近隣の今後の影響についての関係ですけども、実は周辺には土壌調査をやる前にやっております。生活環境影響調査でもやっております。そして、27年度においても実施する予定で予算を計上させていただいています。というのは、供用後にどういふ変化があるのかということを見させていただきたいということで予定をしております、そういう経過観察についてもさせていただくという予定にしております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 煙突の排ガスにつきましては、今、局長から説明がありましたように拡散効果を狙ってるんだということですので、逆に言えばそれは広がるということですので、特にこの周辺の環境についてはしっかりと取り組むんだということで予算化されたようでもありますけども、その点をしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

あと時間がもう大分過ぎておりますので、この裁判所の進行状況の関係について、先ほど説明がありましたように今回のこの裁判でありますけども、全国初の判例となります裁判であります。北

但ごみ焼却施設の都市計画事業認可取り消し訴訟でありますけども、神戸地裁で先ほど説明がありましたように平成23年12月から4年越しに13回の公判まで進んで、平成26年8月から今日まで裁判長の指揮で進行協議が3回行われて、2月26日にも4回が行われる予定であります。

したがって、このようにこの裁判は裁判所が進行協議する。これはまさに異例の展開であります。これまでも私、主張しておりますが、せめて裁判で決着がつくまでこの北但ごみ処理施設の建設工事、これを中断するように強く求めて質問を終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後3時30分。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時30分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 失礼します。西村です。一般質問を行います。

中貝管理者におかれましては、平成16年6月、上郷に選定地が一度選ばれたそれ以降、10年以上経過されました。この公共工事をする、特に迷惑施設に関しては各地で反対運動が起きます。本当にいろんな面でご苦労があったということで大変だったと思いますが、今のお気持ちをお尋ねしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） それ質問通告に入っていないんですけど。西村議員、質問通告でお願いしたいと思います。

○西村銀三議員 はい。今回は、この1.4メートルかさ上げ、3万5,000立米の土砂の処理に当たって、いろいろなところに影響を及ぼしております。工期のおくれ、そして費用のかさ上げ、こんなふうなことで、雇用のことも含めていろんな影響を及ぼしているというのが実態です。こういった問題を中心に、今回はこういう質問をさせていただきたいという具合に思っております。

とりあえず現状の認識を管理者にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時33分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質問通告に基づいて質問を願います。

西村銀三議員。

○西村銀三議員 土砂のこの残土の処分ということで、今回はその根拠について改めて詳しくお尋ねして、今後の事業推進にどのようになっていくか尋ねていきたいというのが今回の質問の趣旨であります。以上が概要です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 一般通告されましたのが、1.4メートルかさ上げの根拠、コンサル計算はどのようなものだったのかというふうなご質問でございましたので、そのことについてご答弁を申し上げます。

造成盤のかさ上げ高さの計画については、コンサルタンツ委託せずに組合が事業者と調整協議を行って決定しております。

根拠につきましては、発生した土量約3万5,000立方メートルを造成面積約2万6,000平方メートルで割ると約1.34メートルとなります。実際には盛り土に伴いのり面が発生し、造成面積が変化することや建築工事の掘削高さを考慮していることから、造成面が一律の高さになりませんので、それらの条件を加えて土量計算を行った結果が約1.4メートルということでございます。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 土量の計算といいますか、この地質と大きく関連をしております。そこで、地質についてお尋ねをしたいと思います。

エイト日本技術開発というのが調査をしております。地質、これちょっと読み上げてみます。大小多くの地すべり、崩壊が認められ、表層部は不安定な状態にあると見られる。溪流の流量は豊富で、斜面からの流水も認められる。調査地全体で地下水位が豊富と考えられ、地すべりの多発や山体と谷底、低地の境界付近での湿地化の原因と考えられる。こういう指摘がなされております。わざわざこういう地形を選んだということが今回の3万5,000立米の原因ではないかと思えるわけですが、その辺のお考えを改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 候補地を選定した経緯については、さきの議員の答弁でも申し上げたとおりでございます。

3万5,000立方メートルの残土が発生した理由についても、先ほどの議員のほうで答弁させていただきましても、土質の係数の乖離があったこと、セメント添加物の量によって増加したこと、そして試算で断面を細かくとって計算を直すと1万1,000立方メートルふえたということで、合わせて3万5,000立米の土砂が残土として発生したというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 3万5,000立米というのは、当初の計画土量の何%に当たりますか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の工事では総掘削量が27万9,000ということでございますので、それでございますと約12.5%になると思えます。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 12.5%というのは、これまでの議論では当然という感じなんでしょうか。何か掘ってみなわからんと。こういう答弁がこれまでもあったんですけど、そういう割合なんですか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） ご質問の通告がありました内容と大分違っておりますので、資料を準備して
おりませんが、今27万9,000というのは掘削土量でございますので、ほぐした土量になりますと
これ違いますので、数字的には正確な数字では、先ほど申し上げましたパーセンテージは若干違
うと思いますけども、そういうふうになったということですし、それが通常それぐらい起こり得るの
かということですが、そのことについて他の事例を確認したものではありません。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 実は、エイトはこのように述べております。おたくがつくったデータですよ。地質調
査は造成予定地の切り土部及び盛り土部の地質を把握し、設計に必要なデータを収集、解析するこ
とを目的とし、地表・地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、現場透水試験、地下水検層、室
内土質試験（物理試験及び締め固め）、それからエックス線解析分析を行い、それらの結果、解析
取りまとめた。こういう詳しい調査を、エックス線まで導入して調査をなされておるわけです。

1割というと、国のデータでも1%違えば厳しく追及されます。この土量、全てに関係する、工
期から費用、ありとあらゆることに関係するこの地質調査、これが10%違う。これは当然なん
でしょう。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 何度もお答えをしておりますけども、結果として3万5,000立方メートルの土
が残土としてなったということで、考えられる原因としては土量変化率の乖離があつて2万2,000
立方メートル程度ふえたんではないか。そして、セメントの添加剤を入れたことによって2,000立方
メートルふえたんではないか。そして考えられ得るあと一つとして、断面を通常であれば20メー
ターごとにとっていく通常のやり方を、もっと精度を高めて細かくとって試算をしていくと、1万
1,000立方メートルの土量が計上できる。それらを合わせて、結果として3万5,000立方メートルと
して残土として発生したんではないかというふうに推定しております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 掘ってみてわかったというんだったら、このボーリング調査、エックス線調査も含め
て地質調査は何のためにあつたのか疑問が出てくるわけですね。それならせうほうがええと。もう
業者に直接かかった費用を出していただく。全てそうですけど、調査は正確でないという意味がないわ
けです。これに基づいて設計がなされて、費用が計上されるわけです。しかも、100億とか金額が大
きいわけですね。そういうコストに対するもっと厳しい試算、こういうのがあつてしかるべきだ
と思うんですけど、そのような点はどのようにお考えでしょう。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 土質調査といいますのは、こういうふうに残土を把握するという、土質の性
質を調べるということも一つの目的であるのは間違いないですけども、主には構造物の基礎として
どれぐらいの支持力があつたりとか、斜面の安定はどのようになっているのか。岩盤等の支持層は
どこにあるのかというふうなこと、あるいは軟弱な地盤に対してはどのような対策をとっていくの

かというふうなことを検討するために土質調査を行います。

私どものほうは、その結果さまざまなことが基本設計の段階でわかっておりましたので、地質の専門家に今後実施設計において調査の方法、あり方についてご検討をお願いをして調査をしたというふうなことになっていますけども、基本的にはかなり複雑な地質構造になっているので、その全てを土質調査するというわけにはいかないために、ある程度の調査で把握した上で工事の状況に応じて臨機の対応をすべきだというふうなアドバイスもいただいて、今回の調査の箇所数なりになったということでございます。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 どっちが本当かようわからんですけど、何のための事前のエイトの調査なのか。それとも工事やってみるとわからんじゃないかという、そういう事業なのか。何か非常に曖昧ですね、視点が。もう少し行政としての確固たる方法、あってしかるべきだと思うんですけどね。非常に甘いと言わざるを得ない。

エイトの報告には、計画地内に複数の断層が認められると注にも書いてあります。4本もね。あるんですね。改めて甘さを認識をする必要があるという具合に思うんですけど、どうですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 土質調査の結果に対して工事を対応してきたわけですけども、それで現実的に甘さがあったのかと言われたら、特にそのようには感じておりません。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 そういう認識で巨大な事業をされているということがよくわかりました。ありがとうございます。残念ですね。

それでは、この3万5,000立米、昨年6月、5月ですか、そのような報告をされているわけです。残土の処分が必要になったという議会報告がなされているわけですけど、時系列でちょっと教えていただきたい。どの時点でそういうことが判明したのか。このおたくが出された概要では、平成23年の11月29日がこの進入路及び敷地造成の着工日という具合になっております。工期が昨年6月30日、これが工期です。幅員であるとか面積もきっちり記入されております。この工期の中で、どの時点でこういう事態が判明したんでしょうか、お尋ねします。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 3万5,000立米の残土については、平成26年の2月に判明いたしました。

ちょうどこの26年の2月といいますのは工事の進捗率が約72%といった時点でした。さきの議員にも答弁しましたように、造成なんかした場合の土工収支につきましては大体7割から8割程度進まない最終的な収支がはっきりしないというのが現状ですので、今回平成26年2月というのはちょうど7割少し過ぎたあたりであって、残土が出ているのもいたし方ないことであるというふうにご考慮しております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 工期を守ろうという認識はあったんでしょうか。28年の4月1日、ありましたか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 当初、造成工事におきましては平成26年の6月でした。それで工事を進める中で軟弱地盤が出現したり、あるいは切り土斜面の対策が必要になったことなどから工期を延期しました。その工期の延期が平成26年の12月ということで、昨年12月19日に工事のほうは完了しておりますけれども、この造成工事のおくれによって施設建設のほうも一部現場着工がおくれまいてっておりますけれども、先ほども言いましたけれどもどこに原因があるものではないというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 昨年の2月にわかったんですね。おたくの資料によると、この10月議会の資料によると見直し設計に2カ月が必要だったと。2月からこれ10月の時点で8カ月あるわけですね。設計に必要だったと。実際いつされたかよくわかりませんよ。その時間的スパンというのが長過ぎるんじゃないですか。もちろん補正を組むとかいろんな必要があったと思うんですけどね。その辺の改めで時系列といいますか、教えていただけますか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 当初、施設建設のタクマグループにおきましては平成26年の7月から現場着工を予定しておりました。ところが、3万5,000立米の残土が発生したことによって敷地地盤高を1.4メートル高くいたしました。そのことによって、当初計画していたくいのが長くなるなど、あと基礎の構造が変わるなどの設計変更の見直しが生じました。この2カ月間おくれるというのは、タクマグループの今の施設建設の設計見直しということでありまして。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 原因は土量といいますか、そういう残土のことが原因でずつとずれてきてるわけですね。施設建設のことばかりでなしに、その地盤改良であるとかこういったことが最大の原因だと思うんです。

時系列で改めてわかった時点の着手した行動、設計見直しいつ着手して、いつ設計ができ上がったか。そして予算計上はいつになったのか、改めて教えていただけますか。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時53分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今ご質問のありました内容について、こちらのほうでは準備をいたしておりませんのでご答弁できません。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 それでは1.4メートル高くなったということで、施設整備・運営事業が1億8,576万円

ふえたと。造成高が高くなると造成費は高くなると思うんですけど、それは余り変更なくて整備費、運営事業費、これが1億8,576万円高くなったとなっております。これちょっと内訳はわかりますか。

○議長（木谷敏勝） これも通告外になるんですけどね。

○西村銀三議員 わかる範囲でいいです。

○議長（木谷敏勝） 答弁者には振りますけども、通告外。答えるだけ、ないならないで答えてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時56分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 消費税を除く金額で言いますけども、土木建築工事としてタクマグループのほうにお支払いするのは1億5,530万円、プラント工事としてお支払いするのは1,670万円、合わせて1億7,200万円に消費税を加えた額でございます。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 地質に関する質問しかしたらいけんということですけど、非常に巨額な事業ですので、答えられる範囲で答えていただければありがたいという具合に思っております。

質問事項はたくさん用意しておるんですけど、関連質問がなかなかできないようですので、最後に今後の進入路における土砂災害の可能性というのをどのように判断しておるのか。

それから、もう1点、仮に崩落した場合の焼却はストップするのか。その辺の見通しだけをお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（木谷敏勝） これも通告外ですけど、それはそれで答えてください。ないならない、答弁ができないならできないということ。

谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 最後の議員の質問の中にもありましたように、各種の基準に基づいて設計をしておりますので、その設計基準内のこと、例えば降雨量であったりとか地震であったりとかいうものであれば、今つくっている施設自体が安全だというふうなことだろうと思います。それをまさる影響を受けるようなことが起きた場合に、何がしかの被害を受けた場合に被害の程度によってどの対応するかというのはあった時点で考えなければいけない内容だろうというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で西村銀三議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

日程第3 第4号議案（平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）外1件）

○議長（木谷敏勝） 次に、日程第3、第4号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）外1件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 第4号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）及び第5号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

かねてから平成27年度以降の循環型社会形成推進交付金が不足することが予測され、財源確保を図るため国に対し交付金の追加要望をしておりました。このたびの国の補正予算が成立し、27年度以降に受ける予定であった交付金を平成26年度内に交付する内示がありました。

本案は、追加の交付金を受けることで相当する構成市町の負担金を調整する必要が生じたため、平成26年度、27年度の歳入予算において所要の補正を行うものです。

本来なら、現在上程中の第2号議案及び第3号議案に含めるべきところですが、循環型社会形成推進交付金の追加内示の通知が2月5日になりましたことから、今回追加で提案させていただくものです。

詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議いただき適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第4号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書1ページをごらんください。第4号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入予算の財源を更正するもので、予算総額の増減はございません。

議案書5ページ、6ページをごらんください。事項別明細書の2、歳入の内訳ですが、10款分担金及び負担金を17億4,467万4,000円減額し、20款国庫支出金を17億4,467万4,000円増額いたします。減額する各市町負担金は、説明書きのとおりです。

管理者が申しあげましたとおり、国の補正予算成立により新施設に係る27年度以降に受ける予定であった循環型社会形成推進交付金を平成26年度内に交付する追加内示が2月5日にあったことから、補正（第3号）として追加提案させていただくものです。ご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 次に、第5号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書10ページをごらんください。第5号議案平成27年度北但行政事務組合

一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入予算の財源を更正するもので、予算総額の増減はございません。

議案書14ページ、15ページをごらんください。事項別明細書の2、歳入の内訳ですが、10款分担金及び負担金を13億8,898万円増額し、20款国庫支出金を13億8,898万円減額いたします。

さきの議案で説明いたしましたとおり、2月5日に新施設に係る27年度以降に受ける予定であった循環型社会形成推進交付金17億4,467万4,000円を平成26年度内に交付する追加内示がありました。27年度交付予定としていた交付金を平成26年度に交付を受けることから、交付金を相殺する年度間の調整を行うもので、27年度交付金がゼロ円となり、不足する財源を構成市町負担金において措置することから、補正（第1号）として追加提案させていただくものです。

なお、差額として交付金の年度間調整の未済となる3億5,569万4,000円については、平成28年度の構成市町負担金において増額となります。ご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 以上で追加上程議案に対する説明は終わりました。

日程第4 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（木谷敏勝） これより第1号議案北但行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口です。

それでは、1点お伺いしたいと思います。

今回の行政手続法の改正に伴う条例改正でありますけども、この改正案につきまして具体的にどんな事案を想定しているのか、その点について1点だけお伺いをしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 4月1日から施行します改正条例に関しまして、適用する組合の条例ではイメージがしづらいため、同様の条例改正がなされます市町で申し上げたいと思います。

既存の焼却施設において条例に規定されたごみの受け入れ基準に違反する場合に行う指導は許認可に基づくものではありませんが、行政指導に該当します。

このたびの改正は、許認可等に基づく権限を行使できることを示して行政指導する場合は、その根拠となる法令の条項でありますとか規定する要件、理由を示さなければならないこと。それから、行政指導が法律や条例に規定する要件に適合しないと思う者は、住民のほうですけども、書面によって行政指導の中止を求めることができること。

また、第三者の法令違反を発見した者は、書面によってその具体的な事実を示して、その是正のための処分または行政指導を求めることができます。申し出を受けた行政庁、地方公共団体は必要な調査を行い、求めのとおりであると認めるときは行政指導の中止や必要であると認めるときは是正の行政指導を行わなければならないとするものでございます。

これまでの我々の行政運営の中で、たとえこういったことが口頭であったとしても申し出を受ければ必要な調査は行ってきております。このたびの改正によりまして、調査の義務と調査の結果必要があると認めるときは行政指導を行う義務が明文化されたものだというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） よろしいですか。

以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（木谷敏勝） お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、第2号議案についての質疑を2点についてさせていただきます。

まず、債務負担行為額であります。施設整備・運営事業の平成26年度追加分1億4,035万円。それから、施設設計施工監理業務の平成26年度追加分1,410万円。この2つにつきましての詳細な説明を求めます。

それから、2つ目でありますけども、業務委託料が1,393万1,000円減額になっておりますけども、これについての詳細の説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、最初の施設整備・運営事業の平成26年度分の追加分の説明ですけども、施設整備・運営事業の追加債務として上程しております1億4,035万円については、竣工が4カ月おくれることから施設竣工後20年間の運営期間を確保するものであり、平成28年4月1日から同年7月末までの4カ月間の運営委託料として計上しているものです。

具体的に申し上げますと、20年間の運営業務に係る現在の委託契約金額から消費税相当額を除いた84億2,100万円を20年で除し、1年間当たりの委託料を求めた上でさらに当該金額を12カ月で除し1カ月当たりの委託料を求め、その額に4カ月を乗じた委託料1億4,035万円を計上しております。

次に、施工監理業務の26年度分の追加分の説明ですが、北但ごみ処理施設設計施工監理業務の履行期限は、建設工事が4カ月おくれることに伴い現在の平成28年3月としていた履行期限を建設工事の工期限に合わせ平成28年7月末日に履行期限を変更します。追加債務として上程している1,410

万円は、契約金額全体の契約額を変更することなく平成28年度までの業務として年度割額のみを変更するため、平成28年度の業務に対する支払い額を計上しているものです。

具体的な平成28年度の施工監理業務としましては、施工モニタリング業務、事務連絡、財務モニタリング業務、アドバイザー業務、管理運営モニタリング事前準備業務でございます。私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、北但ごみ処理施設設計施工監理業務の詳細についてご説明させていただきます。

設計施工監理業務は、北但ごみ処理施設の建設に伴う設計施工監理について、要求水準書並びに事業者提案書に基づいた仕様、内容になっているのか。専門的な見地による適切な設計施工監理を委託するとともに、本事業の契約関係について適正な履行を確保するための支援を受ける業務であります。

主たる業務の内容としましては、基本設計図書の審査、実施設計図書の審査などを行う実施設計モニタリング業務、施工立ち会い及び施工検査、重点検査、重点試験を行う施工モニタリング業務であり、そのほかとしまして事務業務、財務モニタリング業務、アドバイザー業務、管理運営モニタリング事前準備業務などがあります。以上です。

○議長（木谷敏勝） よろしいでしょうか。

谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今回の工事請負費の補正ですね、これが全くされてないんですが、この北但ごみ処理施設建設工事費の変更が生じないのかどうか、その辺ちょっと確認をさせてください。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回、それに伴います追加の予算についてお願いをしておりますので、それが通って構成市町の負担金等もお認めいただいた後に変更契約の上程をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 変更があると思うんです。これはどこでこの予算書であらわれているのか。債務負担行為。工事請負費の中では全く増減がないんですけども、その辺ちょっと再度説明をお願いします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 26年度の中ではございませんので、27年度予算の中に含まれています。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、反対討論をさせていただきます。

第2号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について反対討論をいたします。

債務負担行為の補正はいずれも工期おくれを理由にしたものでありますが、その工期のおくれの原因が自然災害や降雪などを上げておられます。これらいずれも残土土量の見込み、周辺地盤、さらには当該地域の自然特性の把握、こういったことが十分でなかったことから来るものではないかという疑念を払うことができません。よって、債務負担行為補正、第2号議案のこの一般会計補正予算（第2号）については反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

浅田徹議員。

○浅田 徹議員 5番、浅田徹でございます。平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場から討論いたします。

本案は、事務事業費の執行状況の精査を行い決算を見据えて補正したほか、かねてより報告等ございました施設の完成が平成28年7月末に変更するというに伴いまして、2件の債務を追加設定しようとするものであり、地元企業、施工者にとって安全でかつ確実、円滑な施設整備を進めるためには期間の確保は必要であり、28年月4月のごみ全量受け入れという目標達成にはいずれも適正な措置と考えます。これまでの説明や議会答弁にありましたように、現施設の状況や市町財政への影響などを勘案すれば、計画どおり安全安心な新施設を完成させることが目的であるということから、本補正予算に賛成するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第2号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計予算について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○議長（木谷敏勝） 2番、谷口です。

第3号議案の平成27年度北但行政事務組合一般会計予算につきまして、質疑をさせていただきます

す。

管理者の説明では、敷地造成約1.4メートル高くなったことにより、くい長及びくい基礎構造に変更が生じるために施設整備・運営事業建設工事費の1億8,576万円の増額が必要となった。建設工事費1億5,097万円と平成28年度までの期間とする限度額3,221万3,000円の新たな債務負担行為設定を上程。新施設の完成はおくれるが、施設整備も含まれる5カ月の試運転期間を活用することで平成28年4月からのごみ全量受け入れ可能となる。こういった説明がありました。

その中で、まず債務負担行為額、平成27年度追加分の詳細の説明をお願いしたいと思います。

さらに、歳入の各市町負担金の地域振興事業の平成26年度分の関係、さらには27年度分の関係、これにつきましての説明をお願いします。

それから、3点目ですけれども、歳出の一般管理費、業務委託料、顧問弁護士業務委託料100万円でありますけれども、これはどんな弁護士の業務なのか。これらについての説明をお願いします。

それから、4点目でありますけれども、北但ごみ処理施設事業費の詳細説明ということで、北但ごみ処理施設建設工事費45億3,420万円の内訳と、それぞれ債務負担分と本年分があります。この説明を改めてしてください。

さらには、進入道路等の舗装工事費4,930万8,000円の関係。

それから、あと庁用器具の4万5,000円につきまして、どんなものを予定しているのか。それについても説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、平成27年度追加分についての詳細な説明ということでお答えします。

北但ごみ処理施設整備・運営事業では、進入道路・敷地造成工事において敷地造成高が約1.4メートル高くなったことでくい長及びくい基礎構造などの建設工事の増嵩が生じたこと。また、焼却施設とリサイクルセンターの試運転期間の違いにより4月からのごみ全量受け入れに伴いリサイクルセンターの試運転期間がふえることで1億8,576万円を増額する必要が生じました。増額する建設工事が28年度に及ぶことになるため、27年度当初予算において1億5,097万円の増嵩分の予算措置と、28年度までを期間とした消費税を除いた限度額3,221万3,000円の新たな債務負担行為をお願いするものです。

3,221万3,000円の新たな債務負担行為の内容は、建設工事契約書第37条第6項及び第55条第2項の算定式に当てはめた平成27年度に施工済みとなるくい長及びくい基礎構造などの建設工事の平成28年度への支払い保留分と、ごみ全量受け入れに伴い平成28年5月から7月までの3カ月のリサイクルセンター試運転期間がふえることによる増額の合計額を平成28年度に支払おうとするものでございます。私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、市町負担金の地域振興事業の平成27年度分8事業についてご

説明いたします。

地域振興事業に係る事業費は、原則事業を実施した翌年度の市町負担金において精算させていただいており、平成27年度当初予算においては平成26年度に豊岡市に実施願っている8事業の精算見込み額を計上させていただいております。

その8事業につきましては、まず市道梅田区内線第1号・第2号消雪整備につきましては、平成26年度を事業最終年度としまして25年度から年次計画により森本区内の市道に消雪装置を整備するもので、26年度においては消雪ピット及び消雪散水管を施工しました。精算額は、事務費を含めて2,236万5,000円を見込んでいます。

次に、市道市場苗原線・苗原区内線第2号消雪整備につきましては、平成26年度を事業最終年度としまして、25年度から年次計画により森本区内の市道に消雪装置を整備するもので、26年度においては消雪ピット及び消雪散水管を施工しました。精算額は、事務費を含め2,556万円を見込んでいます。

次に、坊岡区内線消雪整備につきましては、平成27年度を事業最終年度とし25年度から年次計画により坊岡区内の市道に消雪装置を整備するもので、26年度におきましては事業区域の一部において消雪散水管を施工いたしました。精算額は、事務費を含め1,065万円を見込んでいます。

次に、市道坊岡本見塚線改良事業につきましては、27年度を事業最終年度とし26年度から年次計画により坊岡区内の市道について河川侵食箇所の修繕、改良を行うもので、26年度においてはブロック積み擁壁工、横断排水工、布団かご工を施工いたしました。精算額は、事務費を含め1,065万円を見込んでいます。

次に、市道金原木谷線改良事業につきましては、26年度を事業最終年度として22年度から年次計画により坊岡区内の市道について舗装修繕、道路のり面の修繕、道路排水等の改良を行うもので、26年度においてはアスファルト舗装等を施工しました。精算額は、事務費を含め809万4,000円を見込んでおります。

市道神原小城線改良につきましては、28年度を事業最終年度としまして25年度から年次計画により同路線の現道拡幅等の道路改良を行うもので、26年度においては用地買収を実施するとともに本工事の一部を施工いたしました。精算額は、事務費を含め752万4,504円を見込んでいます。

次に、市道坊岡区内線第1号改良につきましては、27年度を事業最終年度として25年度から年次計画により坊岡区内の市道について現道拡幅等の道路改良を行うもので、26年度においては用地買収、物件補償を実施しました。精算額は、事務費を含め404万1,246円を見込んでいます。

最後に、8番目に市道坊岡区内線第4号改良につきましては、26年度を事業最終年度として25年度から年次計画により坊岡区内の市道について現道拡幅等の改良を行うもので、26年度におきましては用地買収、物件補償を実施するとともに本工事を施工しました。精算額は、事務費を含め929万4,042円を見込んでいます。

次に、平成27年度分の地域振興の事業費5件についてご説明申し上げます。

平成27年度に実施を予定している5件の地域振興事業の概算事業費は総額1億1,510万円で、豊岡

市に平成27年度予算案としてお願いしております。これに事務費として6.5%を加えた金額が平成28年度の市町負担金において精算を行う金額となります。

まず、1つ目に坊岡区内線消雪整備につきましては、27年度において消雪ピット及び消雪散水管の施工を予定しております。

次に、坊岡本見塚線につきましては、27年度においては舗装工事、路肩保護工事などの施工を予定しております。

次に、市道神原小城線については、27年度においては事業区域の一部の本工事の施工を予定しております。

市道坊岡区内線第1号改良につきましては、27年度において電柱移設及び本工事の施工を予定しております。

5番目としまして、治山事業についてです。治山事業につきましては、平成27年度の単独事業として坊岡区集会施設の裏山について擁壁工、落石防護柵工等の施工を予定しております。

なお、個々の事業費につきましては今後の入札執行の支障となりますので申し上げられませんが、ご理解賜りたいと思います。

次に、北但ごみ処理施設整備費、事業費、工事請負費についてご説明をいたします。

まず、北但ごみ処理施設建設工事のクリーンセンターにつきましては、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の複合構造の6階建てで、建築面積は3,862平米、延べ床面積は7,199平米で、1日当たりの処理能力が142トンの可燃ごみを処理する施設をつくります。

次に、リサイクルセンターですが、リサイクルセンターは鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の複合構造の2階建てで、建築面積は3,520平方メートル、延べ床面積は6,554平方メートルで、処理能力は1日当たり19トンの資源ごみを破碎、選別することができる施設をつくります。

管理棟につきましては鉄筋コンクリート造の3階建てで、建築面積1,302平米、延べ床面積は2,608平米。環境学習拠点となる里山コーナーやかつての環境型ライフスタイルやごみ分別、ごみ減量における知恵を紹介するとともに地域交流の場として活用でき、また料金徴収あるいは一般事務などを行うエリアをつくります。

次に、進入道路舗装工事につきましては進入道路の表層工約6,100平米、管理用道路等の舗装工約2,000平米、ガードパイプ設置約470メートル、落石防護柵設置約120メートル、進入道路等の区画線設置約2,600メートルです。

庁用器具費につきましては、事務参考図書として廃棄物年鑑の購入を予定しております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、顧問弁護士業務の委託料につきましてお尋ねされましたのでお答えさせていただきます。

顧問弁護士業務につきましては、豊岡市の顧問弁護士でもあります神戸法律事務所に所属されて

おります弁護士と平成22年度から顧問契約を締結いたしております。

弁護士業務の内容は、法律相談、それから口頭による法律問題の鑑定をお願いをしてきておりまして、平成26年度では公文書の情報公開請求についての相談をお願いをいたしましたほか、DBO事業者との契約において建設工事のスライド条項に関する相談をお願いをしているところがございます。

27年度におきましても建設工事のスライド条項に関する相談、また昨年より現場着手をしております施設建設工事に伴って生ずるトラブルにも備えておく必要があることから、引き続き法律顧問の就任をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） よろしいでしょうか。

谷口眞治議員

○谷口眞治議員 丁寧な説明ありがとうございました。

1点、ちょっと顧問弁護士の業務委託の関係の確認ですが、この顧問弁護士料というのは例の裁判での弁護士の委託料とは全く違うというふうにお聞きしたんですけども、その部分についてはどこで支払いされているのか、その点についてお答えください。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 訴訟に関する着手料につきましては、500万円を平成23年度にお支払いをいたしておると思います。それ以降は、お支払いをいたしておりません。今後は、また判決が出ましたら次のお支払いが発生するというところでございます。

○議長（木谷敏勝） よろしいですか。

○谷口眞治議員 はい。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

古池信幸議員。

○古池信幸議員 1点お尋ねします。

いよいよ本格的な工事費が出てまいりました。原子力発電所のことを見てもよくわかるんですが、廃炉の経費、それから本当に長年にわたる使い切った放射能を帯びたごみの処理経費、そういうふうなものが計算されていないといいますか、見込まれていなかったようなそういう原子力発電の事業が行われてきたというふうなことで、間もなく40年を迎えるというふうなことも視野に入ってきておるときに、大変大きな問題が生じております。そういう点からいうと、私も本年度のこの予算の中で27年度予算の中に20年後を見据えて施設の廃止の経費、あるいは廃止に伴う公害物質の完全取り除き経費、そういうふうなものが必要ではないのかな。そういうふうなことへの段取りといたしますか、物の見方という部分では大体どういうふうなことを考えているのかというふうなことを計上されるべきではなかったのかなと思って質問いたします。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず原発とは何の関係もございませんので、発言を慎んでいただければという

ふうに思います。

20年後になるのか、あるいはそうでない時期なのかわからないものについての解体費を今から予算計上することはまずあり得ない、このようにお考えいただきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 原発問題とごみ処理施設の問題と直接結びつけたのではなくて、日本のこういう事業のあり方について後始末のことを念頭に入れないことが行われてきたのは事実である。今回の場合においても、やっぱり私は後始末のこともきちっと視野に入れて、特に本年度、27年度には始まるわけでありますから、途中のずっと債務負担行為の計算などはできておりますけれども、最後まで責任を持った北但行政としての地域住民への皆さん方に、20年たったらこういうふうになりますよ、きちっと処理いたしますという約束はやっぱり予算上といたしますか、計画上もきちっと明示すべき、27年度はそういう年であると思っているから質問をしておるわけでありまして、何の関係もないことはなくて、いつかはきちっと責任を持って廃止しなくてはならぬわけでしょう。そのところはどうか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 幼稚園や学校の建物を建てるときに、いずれ壊すときが来ます。その壊す費用を上げろということは今まで議員から一度もお聞きしたことがございません。いずれ将来壊すことは確かに出てくるかもしれませんが、それがいつかわからないものについて今からその準備をするということは私としては考えていない、こういうことでございます。

○議長（木谷敏勝） 古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は、学校やはいつまで使うということがわからない施設ではなくて、今回のこの施設は20年というふうなことを書いておるわけでありますから、一定の期限をもう区切った使用を考えておることからいうと、明示すべきというんですか、北但行政事務組合としての考え方をやっぱり明らかにしておく必要がある。そういうことが住民へのやっぱり最低限の責任ではないのかなと思って質問いたしております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁はよろしいですね。

そのほか、質疑はありませんか。

西村銀三議員。

○西村銀三議員 先日、タクマの説明会でわかったんですけど、車の流入が1日平均大体300台ぐらいを予定しているということが説明にありました。交通安全対策など、この交通面におけることをどのようにお考えか。特に進入部分ですね、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 進入道路の道路規格につきましては、それにふさわしい道路規格でやっております。地元では主要地方道との交差点に信号機というお話もありましたけども、逆に公安委員会のほうと協議した結果、特に信号機の設置ということは難しいというふうな状況もありましたので、特に将来的に問題が生じないと想像しますけども、成り行き等も注視していきたいというふうに思

っております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 事前の環境影響調査では、車に関する騒音であるとか、それから流入における混雑度、こういったものの計算が全くなされてないわけですね。本来でしたら、大型店が出店する場合は当然車両の直近の近いところにおける信号部分、交差点部分の交通量調査などが義務づけられているんです。今回のデータでは全くなされていない、出てないというふうな現状があるんですけど、その辺の対応は大丈夫なんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 交通量調査については過去何回も実施をしておりますし、その交通によって影響があることについては生活環境影響調査の中で評価をさせていただいております。

○議長（木谷敏勝） 西村銀三議員。

○西村銀三議員 データがあったら、ぜひ見させていただきたい。おたくが出されている環境事前調査では見たんですけど入っておりませんので、ぜひ車に関するデータをお願いしたいというように思います。

○議長（木谷敏勝） よろしいですね、それはお願いで。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

古池信幸議員。

○古池信幸議員 討論させていただきます。

平成27年度（2015年度）一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

振り返ってみれば、合併直前に広域での処理計画が提案され、私は城崎町議会で日々発生するごみの処理は広域化しているのかという疑問にぶち当たり、反対の立場を表明しました。

上郷区が適地という調査結果が出され、地元住民の理解を得られず、その後、森本・坊岡地区に適地が変更されました。その際、都市計画区域内の都市計画事業という決定を行うことで、強制収用がたやすくできるという手法を使って強引に進められてきました。住民の意見を聞くという最も大切な議案につき、当該地区はもちろん隣接の区に対しても不十分なものでありました。地域に困難な課題を持ち込み、不和を持ち込み、昔からの住民がお互い挨拶もできなくなるような空気をつくってしまいました。子供たちや子孫にとって澄んだ水、汚れていない空気、緑豊かな景観を残し伝えることは今生きている自分たちの責任だとの認識から、このたびの大型広域ごみ処理施設は受け入れることができないと判断すること、そこに暮らす人々にとっては当然の決断ではないでしょうか。

本当に安全安心の施設であるならば、市内の交通の便のいいところで本体施設の用地にわずかな進入路で建設できますが、森本・坊岡では800メートルもの山の中へ急な斜面を切り取っての進入路

をつくる必要があるために、進入路だけでも10億円以上もの高いお金をかけざるを得なかったではありませんか。

進入路・敷地造成工事に続き、本体工事に取りかかる予算であります。マスター工程表によりますと、4カ月おくれで来年の7月末には竣工の運びになるとのことです。木谷川右岸側の山の斜面を含め、わずかな部分を残してほぼ全部買い上げました。どなたもが心から喜んで売却に応じられたものではないと思います。個人所有者はそこにはほとんどおられなくなりましたが、稼働後20年以降の運転が終了した時点で施設の利用者や見学者がだんだん少なくなっていくと思われませんが、山の管理はどのような予算をつけて行うのでしょうか。施設についても、施設とともに公害物質を残らず取り除くことが当然求められます。この件に関しては、方針が示されておりません。

私たちは、広域化は経済的負担、運搬時の環境汚染や交通安全問題、全量焼却方式は国の基準で決められたものはもちろん、そうでない重金属類などの公害物質が施設外に出てしまうという致命的な欠陥を持っている施設であります。

汚泥についても、国や企業の研究も進み再資源化の道が開けつつあり、発電などへの活用が行われております。日本国内でも実用化され、安全に運転されている循環型のごみ処理技術の施設があるのに、それを採用しなかったことは本当に残念であります。

以上、私たちは住民の代表として、そもそもごみ処理のあり方として、今の時代最も住民の願いにかなう方式はどのようなものであるべきかという観点でたび重なる先進地の視察、学者や自治体の長を招いたり出かけていったりの学習会、海外での法的規制の現状など貴重な学習の積み重ねを行い、北但地域での環境問題に住民の取り組みの大きな実績を残してきました。

また、現在神戸地方裁判所で行われている都市計画法との関連で認可取り消しを求める裁判が行われていることも特筆すべきことであり、当局においては裁判中は工事を一時中止すべきであります。

本体工事に着手されましたが、この問題については多くの課題、問題があり、引き続きしっかりと取り組んでいくことを表明し、反対討論といたします。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

井垣文博議員。

○井垣文博議員 6番、井垣文博でございます。

平成27年度北但行政事務組合一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、建設工事のおくれにより新施設の完成はおくれることとなりますが、施設整備に含まれる試運転期間を活用することで当初の計画であった平成28年度4月からのごみ全量受け入れは可能となる見込みとの説明を受けました。27年度予算は、平成28年度の施設稼働に向けた必要不可欠な予算を計上したものであり、適切妥当な予算と考えます。既存施設の損耗状況や市町財政に与える影響などを考えると、平成28年度には新施設を着実に稼働させなければなりません。

よって、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（討論なし）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第3号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計予算について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案、平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

古池信幸議員。

○古池信幸議員 第4号議案につきましては、先ほど3号議案で述べました討論の趣旨を継承し反対とさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） ほかに討論はございませんか。

前野文孝議員。

○前野文孝議員 11番、前野文孝。平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論をいたします。

本案は、これまでから組合が国に対し交付金の追加要望をした結果、平成27年度以降に係る交付金の内示を受けたものであり、市町財政の影響などを勘案すれば適切な補正であり、安全安心な施設の稼働を望む者として本補正予算に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第4号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

古池信幸議員。

○古池信幸議員 古池です。反対の立場で討論いたします。

さきの第4号議案と同じ趣旨を継承いたしまして、反対とさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

前野文孝議員。

○前野文孝議員 11番、前野文孝。平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論をいたします。

第4号議案で討論しましたとおり、本案は市町財政の影響などを勘案すれば適切な補正予算であり、本補正予算案に賛成をするものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第5号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 請願の取下げについて

○議長（木谷敏勝） 次は日程第5、請願の取下げについてを議題といたします。

平成26年請願第1号北但行政事務組合議会による現地調査の実施、北但行政事務組合議会の主催による構成市町の希望住民による建設工事現場の視察見学の実施の件については、去る1月28日に請願者から視察見学に一定の配慮がなされたので取り下げたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。平成26年請願第1号の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

谷口眞治議員

○谷口眞治議員 済みません、ちょっと質疑を求めたいと思いますがよろしいですか。

○議長（木谷敏勝） どうぞ。

○谷口眞治議員 2番、谷口眞治です。私は、前議会におきまして、この委員会にはくれぐれも願意をしっかりと受け取って審議をいただくように求めた手前、以下2点の質疑をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 誰に対して質疑ということになっちゃうんですか。答える人がいないんです。それを取り上げるか取り上げないかで……。

○谷口眞治議員 じゃ質疑ができない。

○議長（木谷敏勝） はい。

○谷口眞治議員 何ちゆうことですか。

○議長（木谷敏勝） 答える人がいないということになりますので。

○谷口眞治議員 いや、でも委員会をまとめられた議運の委員長はどうなんですか。

○議長（木谷敏勝） 取り下げの今は議決だけやるということで、議運でも報告があったとおりでございます。

暫時休憩します。

休憩 午後4時51分

再開 午後4時52分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。平成26年請願第1号の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、平成26年請願第1号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第92回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後4時54分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（木谷敏勝） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月4日に招集されまして本日までの21日間にわたり条例1件、予算4件の合計5件を慎重にご審議賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

現地では北但ごみ処理施設の建設工事が進められていますが、本日、国の大型補正を受けた組合の平成26年度補正予算及び平成27年度補正予算も可決されました。今後とも管理者を初め当局職員におかれましてはより一層の努力をされ、事業が円滑に推進されますようお願いのものです。

終わりに当たり、議員各位におかれましては間もなく構成市町3月定例議会が始まろうとしております。どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申し出がありますので、お聞き取りください。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る2月4日に開会いたしました第92回北但行政事務組合議会定例会は全日程を終了し、ただい

ま閉会の運びとなりましたことは組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し心から敬意を表します。

今期定例会には私から5つの案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

予算も成立し、平成27年度は施設建設工事が本格化してきます。現在、ピット躯体工事の真っ最中であり、この4月には鉄骨の立ち上げと炉の基礎工事を初めプラント施設の設置にも着手していくことになります。今後も施設建設企業と連携を密にし工程調査を行いながら、平成28年4月のごみ全量受け入れを目指し着実に事業を進めてまいります。

工事期間中は、地元や周辺の方々にご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、事業推進に格別のご理解をお願いするものです。

先ほどの一般質問や議案質疑において議員各位からさまざまなご意見、ご助言を頂戴したところですが、現有施設の損耗状況などを考慮すれば着実に施設整備を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しています。

議員各位におかれましては、今後とも着実な事業進捗に向け格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。